

法科大学院自己点検・評価報告書

2024年2月

法政大学大学院法務研究科法務専攻

目次

〈序章〉	1
1 使命・目的	
[現状の説明]	
1-1 理念・目的の設定	2
1-2 理念・目的の学内周知	2
[点検・評価（長所と問題点）]	
1-2 理念・目的の学内周知	3
[将来への取り組み・まとめ]	
1-2 理念・目的の学内周知	3
2 教育課程・学習成果、学生	
[現状の説明]	
2-1 3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）の設定	4
2-2 段階的かつ体系的な教育課程の編成	6
2-3 多様な形態で実施される授業科目の内容・方法の適切性	11
2-4 学生の履修に配慮した授業時間帯・時間割	12
2-5 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み	12
2-6 法曹養成のための実践的な教育方法	14
2-7 法曹に必要とされる専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法	14
2-8 シラバスの作成・活用及び履修指導・学習支援による効果的な学習	15
2-9 教育に適したクラスサイズ、施設・設備の整備	16
2-10 公正かつ厳格な成績評価及び追・再試験の適切な実施	17
2-11 成績不振の学生に対する措置	18
2-12 成績評価に関する問い合わせの仕組み・運用	18
2-13 学生からの意見及び学習成果の検証に基づくFD活動	19
2-14 学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜	22
2-15 定員管理及び適切な受け入れに向けた措置	25
2-16 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮	26
2-17 入学者の適性・能力等の客観的評価	26
2-18 法学既修者の認定	28
2-19 多様な学生が学習を行うための支援体制の整備	29
2-20 予習・復習に係る相談・支援や正課外での学習支援	30
2-21 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等	31
2-22 学生が自主的に学習できるスペースの整備	31
2-23 図書の本整備及び学生に配慮した利用環境	32
2-24 情報インフラストラクチャーの整備	32

2-25	進路に関する相談・支援及び把握体制の整備	33
------	----------------------	----

[点検・評価（長所と問題点）]

2-2	段階的かつ体系的な教育課程の編成	35
2-5	リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み	35
2-11	成績不振の学生に対する措置	35
2-13	学生からの意見及び学習成果の検証に基づくFD活動	35
2-19	多様な学生が学習を行うための支援体制の整備	36
2-22	学生が自主的に学習できるスペースの整備	36
2-23	図書の整備及び学生に配慮した利用環境	36
2-24	情報インフラストラクチャーの整備	37
2-25	進路に関する相談・支援及び把握体制の整備	37

[将来への取り組み・まとめ]

2-2	段階的かつ体系的な教育課程の編成	37
2-5	リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み	37
2-11	成績不振の学生に対する措置	38
2-13	学生からの意見及び学習成果の検証に基づくFD活動	38
2-19	多様な学生が学習を行うための支援体制の整備	38
2-22	学生が自主的に学習できるスペースの整備	38
2-23	図書の整備及び学生に配慮した利用環境	39
2-24	情報インフラストラクチャーの整備	39
2-25	進路に関する相談・支援及び把握体制の整備	39

3 教員・教員組織

[現状の説明]

3-1	教員組織の編制方針及び全体的な設計の明確化	40
3-2	多様性を考慮した専任教員の構成	40
3-3	教員の募集・任免・昇格	41
3-4	専任教員の資質向上のための組織的な取り組み	41
3-5	専任教員の活動を評価する仕組み	42
3-6	教育研究条件・環境及び人的支援	43

[点検・評価（長所と問題点）]

3-1	教員組織の編制方針及び全体的な設計の明確化	44
3-2	多様性を考慮した専任教員の構成	44
3-5	専任教員の活動を評価する仕組み	45
3-6	教育研究条件・環境及び人的支援	45

[将来への取り組み・まとめ]	
3-1	教員組織の編制方針及び全体的な設計の明確化…………… 45
3-2	多様性を考慮した専任教員の構成…………… 45
3-5	専任教員の活動を評価する仕組み…………… 45

4 法科大学院の運営と改善・向上

[現状の説明]	
4-1	管理運営のための固有の組織体制の整備…………… 47
4-2	教育等の企画・運営等における責任体制…………… 47
4-3	法曹養成連携協定の締結及び適切な運用…………… 48
4-4	自己点検・評価体制・手続き及び組織的・継続的な自己点検・評価に基づく改善・向上…………… 50
4-5	認証評価機関等からの指摘事項への対応…………… 51
4-6	教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程の改善・向上…………… 56
4-7	情報公開のための規程・体制の整備、適切な情報公開…………… 57

[点検・評価（長所と問題点）]	
4-1	管理運営のための固有の組織体制の整備…………… 58
4-3	法曹養成連携協定の締結及び適切な運用…………… 58
4-4	自己点検・評価体制・手続き及び組織的・継続的な自己点検・評価に基づく改善・向上…………… 58
4-5	認証評価機関等からの指摘事項への対応…………… 58
4-6	教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程の改善・向上…………… 59
4-7	情報公開のための規程・体制の整備、適切な情報公開…………… 59

[将来への取り組み・まとめ]	
4-1	管理運営のための固有の組織体制の整備…………… 59
4-3	法曹養成連携協定の締結及び適切な運用…………… 59
4-4	自己点検・評価体制・手続き及び組織的・継続的な自己点検・評価に基づく改善・向上…………… 59
4-6	教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程の改善・向上…………… 59
4-7	情報公開のための規程・体制の整備、適切な情報公開…………… 60

<終章>	…………… 61
------	----------

〈序章〉

法政大学法科大学院（以下、「本法科大学院」という。）は、「優れた人間性と高度な専門知識をもち、複雑化する現代社会の法律問題に対して柔軟かつ適切に対応し、具体的な事件を通じて法を創造していくことのできる創造的な能力を持った法曹の養成」を理念・目的として、2004年4月に開設した。そして、「学校教育法」第109条第3項に規定する認証評価を受けるべく、2006年4月から自己点検・評価の作業を進め、その成果として2006年度の自己点検・評価報告書をまとめるに至ったので、これを添付したうえ、2007年度に第1回目の法科大学院認証評価を財団法人大学基準協会（以下、「基準協会」という）に申請したところ、2008年3月に基準協会から「本協会の法科大学院基準に適合していると認定する」との「認証評価結果」を受けた。

その後、この第1回目の「認証評価結果」において指摘された事項について改善に取り組み、2010年7月に基準協会に「改善報告書」を提出し、2011年3月に基準協会から「検討結果」を受けた。この「検討結果」を踏まえ、引き続き改善に取り組むべく、2011年4月から自己点検・評価の作業を実施し、その成果をまとめた2011年度の自己点検・評価報告書を作成したので、これを添付したうえ、2012年度に第2回目の法科大学院認証評価を基準協会に申請したところ、2013年3月に基準協会から再び「本協会の法科大学院基準に適合していると認定する」との「認証評価結果」を受けた。

この第2回目の「認証評価結果」において指摘された事項について改善に取り組み、まず、教員組織に係る重大問題に関する付記事項について2013年11月と2014年10月に「対応状況に関する報告書」を基準協会に提出し、2013年3月と2014年3月に基準協会から「検討結果」を受けた。次に、その他の事項についても2015年7月に「改善報告書」を基準協会に提出し、2016年3月に基準協会から「検討結果」を受けた。

この「検討結果」を踏まえ、引き続き改善に取り組むべく、2016年4月から自己点検・評価の作業を実施し、その成果をまとめた2016年度の自己点検・評価報告書を作成したので、これを添付したうえ、2017年度に第3回目の法科大学院認証評価を基準協会に申請したところ、2018年3月に基準協会から、「本協会の法科大学院基準に適合していない」との「認証評価結果」を受けた。

そこで、この「認証評価結果」において指摘された勧告事項5点、問題点10点について、是正、改善に取り組み、2019年4月に、改善報告書を提出のうえ追評価を基準協会に申請した。その結果、2020年3月に基準協会から、「先の認証評価とあわせて、本協会の法科大学院基準に適合していると認定する」との認証評価（追評価）結果を受けた。

さらに、改善への取り組みを継続し、2020年7月には、改めて「改善報告書」を基準協会に提出し、2021年3月に基準協会から「検討結果」を受けた。この「検討結果」を踏まえ、引き続き改善に取り組むべく、2021年4月から自己点検・評価の作業を実施し、その成果を取り纏めて、2021年12月に「法科大学院自己点検・評価報告書」を作成のうえ、2022年度に第4回目の法科大学院認証評価を基準協会に申請した。そして、2023年3月に「本協会の法科大学院基準に適合していると認定する」との「認証評価結果」を受けた。この評価結果においては、学生から寄せられた意見に対するフィードバックを図り、授業改善に実効的に取り組んでいる点や、「学修ポートフォリオ」及び「学修カルテ」の作成に基づくきめ細かな個別指導、学生の自己学習のための時間を取りやすくする授業時間割の工夫などの点が優れた取組みとして評価されたが、一方で、検討課題として8項目の指摘があった。そこで、これらについて引き続き改善に努力している。これらの改善結果等を踏まえ、今回、本報告書を作成するものである。

なお、本報告書は、原則として、2024年2月1日現在の状況・データを基礎として作成されている。

〈本章〉

1 使命・目的

[現状の説明]

目的の設定

1-1 理念・目的の設定

本法科大学院の理念・目的は、「法政大学専門職大学院学則」第 25 条及び「Guide Book 2022 法科大学院」（以下「本法科大学院パンフレット」という。）に明記されているように、「複雑化する現代社会の法律問題に対して柔軟かつ適切に対応し、具体的な事件を通じて法を創造していくことのできる創造的能力を持った法曹の養成」を理念・目的とし、①市民生活に密着した法律相談業務を担う市民法曹の養成、②複雑化する企業活動、企業間関係、国際取引に対応できる法曹の養成を目指している。

そして、この理念・目的に基づき、本法科大学院では、①各種法律学の理論と実務の基礎をしっかりと学んでもらうこと、及び②各種法律学の理論と実務の基礎を適切に応用し、現代社会に生じる新たな法律問題についても柔軟な思考で創造的に対応できる能力を身に付けてもらうことを教育目標としている。

1-2 理念・目的の学内周知

本法科大学院の理念・目的及び教育目標について、教員に対しては、教授会及び教育方法の改善を検討するために春学期・秋学期の各学期末に 1 回ずつ開催される「教育方法検討会」において、職員に対しては、各部局で各学期始めに 1 回ずつ行われる事務打合せ会合において、それぞれ書面または口頭で周知と再確認を行っている。

また、学生に対しては、「本法科大学院パンフレット」、「履修ガイド」における記載で周知するほか、新入学生に対するオリエンテーションにおいて口頭で説明し、本法科大学院の目指す法曹像とそのためのカリキュラムの特色への理解を深めている。その他、本法科大学院ホームページにおいても、広く周知している。

[点検・評価（長所と問題点）]

目的の設定

1-2 理念・目的の学内周知

教員及び職員に対する周知は、小規模な組織体制であることもあり、ほぼ徹底されているとよい。また、学生への周知についても、各種オリエンテーションのみならず、「法政大学法科大学院無料法律相談室」における法律相談への学生の立会いなどの機会を通して、より現実的に伝えることができていると理解している。ただし、非常勤の教員については、最近の傾向として「教育方法検討会」に出席しない教員も多くなっており、これらの教員に対する周知を徹底することは新たな課題といわざるをえない。

また、2020年度ないし2022年度においては、コロナウイルス感染拡大の影響を受け、学生と教員（とりわけクラス担任教員）との懇親会の実施が困難となってしまった。本来であれば、そのような席上で本法科大学院の理念・目的等を親しみを込めて説明するところであるが、それができなかったことも今年度以降の課題である。

[将来への取り組み・まとめ]

目的の設定

1-2 理念・目的の学内周知

非常勤の教員に対する周知については、従来の「教育方法検討会」の場に依拠するのみならず、個別の文書連絡等によって、さらなる周知を図る所存である。

学生への周知については、2022年度以降の、コロナウイルス感染の収束状況に引き続き注視する必要がある。収束が一定程度、進捗するようであれば、クラス担任教員による学生との懇談・懇親の機会をより充実させ、理念・目的の学生への更なる周知を図っていく。それが困難な場合には、ビデオオンデマンド方式等を利用するなどして、対面の懇談・懇親に代わる周知の方法を検討したい。新型コロナウイルスの感染状況を注視し、懇談・懇親の場を再開するか、それに代わる代替措置を取るかを検討することとなる。

2 教育課程・学習成果、学生

[現状の説明]

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針

2-1 3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）の設定

ア 3つのポリシーの明文化

本法科大学院においては、本学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）等に基づき、本法科大学院独自の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、さらには、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおり明文化している。なお、カリキュラム・ポリシーに関しては2023年度にその内容を一部、改訂した。

（ア）学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

専門職大学院法務研究科は、法の支配を基盤とする現代国家における司法制度の担い手である高度な専門的能力と優れた資質を有する法律専門家としての法曹を育成する教育機関である。したがって、幅広い学識に支えられた法律に関する深い知識やその応用能力にとどまらず、優れた倫理観、道徳観も兼ね備えた人間性豊かな人材の養成を行うことを教育理念とする。裁判官・検察官・弁護士となるためには、司法試験に合格することが必要であるが、同試験に合格するための法律知識や技能の修得は、専門職大学院法務研究科の教育目標の一部に過ぎない。

具体的には、以下に掲げる知識・技能・能力・素養を兼ね備えた人材の育成を図り、司法試験に合格するに足る学力水準を備えることを当然に含んだ上で、優れた人間性のある誠実な法律家となるに足ると判定された者について修了を認定することとしている。

1. 基本的法律分野についての確実な知識を修得したうえで、具体的な紛争につき、的確な事実の把握に基づく事案分析と説得力ある法的推論を行い、妥当な解決を導くことができる人材
2. 法的思考に基づき、自らの見解を、説得力ある形で文章として論述し、口頭にて陳述し、他者と論理的に議論を行うことができる人材
3. 法律実務に関する基礎的素養を有し、法曹として職務を遂行するに当たり要求される高い職業倫理を有する人材
4. 臨床教育を通じて培われる高いコミュニケーション能力と正義の実現への熱意を有し、想像力を駆使して事案の本質を洞察するとともに、人々の痛みに共感し寄り添うことができる人材
5. 基礎法学あるいは隣接学問分野等の学識を通じ、幅広い教養と国際的な素養に基づき、新たな法律問題にも幅広い視野から柔軟な思考を行うことができる人材
6. 先端的・展開法分野の学識を通じ、複雑な現代社会に生じる法律問題に創造的視点からの対応を行うことできる人材

（イ）教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

優れた人間性と高度な専門知識を備え、複雑な現代社会に生じる法律問題に柔軟に対応する能力を備えた法律家の育成が、教育課程の編成・実施の目標である。

そこで第1に、法律基本科目の学修をまったく行っていない者や十分とは言えない者を対象に、法律基本科目中、憲法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法につき、1年次に基礎科目

を配置している。2年次・3年次では、上記5科目の基礎学力を備えていることを前提とした法律基本科目の応用科目として、演習科目を配置している。他方、法律基本科目中、学部での学修が十分とは言えない傾向がある行政法と商法については、2年次に基礎科目、3年次に応用科目を配置した。

第2に、社会で生起する法的紛争に実際に対処する法律実務家の職務へと円滑に架橋するために、実務法律基礎科目群として、1年次に法情報調査、現代法曹論等を配置し、2年次・3年次には民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理のほか、ローヤリング、クリニック等を配置して、経験豊富な実務家教員が指導に当たることとしている。

第3に、現実の社会で生起する複雑な問題に対応する能力を研鑽すべく、倒産法、労働法、経済法、環境法、国際関係法、金融商品取引法等、多数の展開科目・先端科目を配置するとともに、新たな法律問題にも幅広い視野から柔軟な思考で対処する能力を研鑽すべく、1年次から基礎法学・隣接科目を開講している。

このようにして本法科大学院は、現代の法律家として必要とされる知識および能力の段階的かつ体系的な教育を行う方針を採用し、実践している。

(ウ) 学生の受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー)

大学院法務研究科では、一般的伝統的な法律問題に対応できる法律家だけでなく、一般消費者等の社会的弱者に関する法律問題に対応できる法律家、複雑な企業活動や国際取引に対応できる法律家、国および地方公共団体等が抱える多種多様な問題に対応できる法律家、国際的な諸問題に対応できる法律家など、様々な分野の法律家を育成することを目標としている。そのために、法学部で法律学を学んできた者のみならず、法律学とは異なる様々な分野を学んできた者や、すでに社会人として職業経験を有する者など、可能な限り、様々な知識または経験を有する者を広く受け入れることを入学者受け入れの方針としている。入学試験については、法律基本科目の学修を修了している者に対して行う既修者入学試験とともに、法律基本科目の学修を修了していない者に対して行う未修者入学試験を年に複数回実施し、優れた素質を有する者の発掘に努めている。これらにより、優れた人間性と高度な専門知識を備え、複雑な現代社会に生じる法律問題に柔軟に対応する能力を備えた法律家を輩出することが大学院法務研究科の入学者受け入れの方針であり、目標である。

イ 3つのポリシーの連関

まず、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) に定めた6種の観点を備えた人材を養成するという見地から、教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) を定めている。その際に具体的な各授業科目が、上記ディプロマ・ポリシーの6種のどの観点到繋がるものであるかを明確なものとするために、「法務研究科カリキュラム・マップ」を作成し、一覧的な把握を可能としている。また、各授業科目のシラバスにも当該科目とディプロマ・ポリシーの関係性を記載することとしている。

また、カリキュラム・ポリシーが体系的に理解できるようにするために、本法科大学院では「法務研究科カリキュラム・マップ」並びに「法務研究科カリキュラム・ツリー」を作成し、これをホームページ等で公表している。

そして、カリキュラム・ポリシーに示される教育課程編成・実施方針に基づく各授業を履修して成長することができるような学生を採用するために、学生の受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー) を定め、このアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実施することにより、カリキュラム・ポリシーの実現、そして、ディプロマ・ポリシーの達成に繋げることを企図している。

3つのポリシーは以上のような連関を有している。

なお、これらの3つのポリシー及び「法務研究科カリキュラム・マップ」並びに「法務研究科カリキュラム・ツリー」は、本法科大学院のホームページを通じて公開されているほか、本法科大学院パンフレット、履修・講義ガイドに記載するなどにより周知している。

教育課程の設計と授業科目

2-2 段階的かつ体系的な教育課程の編成

(1) 授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目など適切に分類していること。

本法科大学院で開設されている授業科目は、上記評価の視点 2-1 に記した教育課程の編成・実施方針に則り、次のとおり必修科目、選択必修科目、選択科目に分類されている。

ア 法律基本科目

(ア) 専門院第 20 条の 3 第 1 項第 1 号において「憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目」とされた法律基本科目については、本法科大学院では、「公法系科目」「民事系科目」「刑事系科目」の区分を設けたうえで、これらのうち、同条第 2 項にいう基礎科目として、2019 年度以降の入学者より、次表の諸科目を、いずれも 2 単位科目として開設している。

配当年次	公法系科目	民事系科目	刑事系科目
1 年次	憲法 I 憲法 II	民法 I 民法 II 民法 III 民法 IV 民法 V 民事訴訟法 I 民事訴訟法 II	刑法 I 刑法 II 刑法 III 刑事訴訟法 I
2 年次	行政法 I 行政法 II	商法 I 商法 II	

これらの授業科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法につき、(i) 基本的な原理・原則の十分な理解、(ii) 判例・学説の体系的・基礎的知識の修得、(iii) 各科目における法的思考の基本的作法の修得を図ることを目標とした授業科目であり、連携法第 4 条第 1 号にいう「法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識」として、すべて必修科目 17 科目、34 単位となり、要件を満たしている。

(イ) 専門院第 20 条の 3 第 2 項にいう応用科目として、本法科大学院では、次表の諸科目を開設している。

必修と 選択の別	配当年次	公法系科目	民事系科目	刑事系科目
必修	2 年次	憲法演習 I 憲法演習 II	民法演習 I 民法演習 II 民事訴訟法演習 I 民事訴訟法演習 II	刑法演習 I 刑法演習 II 刑事訴訟法演習 I 刑事訴訟法演習 II
	3 年次	行政法演習 I 行政法演習 II	商法演習 I 商法演習 II 民事法演習	

選択	1年次	憲法基礎演習	民事基礎演習	刑事訴訟法Ⅱ 刑事基礎演習Ⅰ 刑事基礎演習Ⅱ
	1年次～		基礎ゼミⅠ 基礎ゼミⅡ	
	2年次～	公法演習	民法判例演習Ⅰ 民法判例演習Ⅱ	
	3年次	憲法判例演習Ⅰ 憲法判例演習Ⅱ 公法演習	民法演習Ⅲ（※2022年度からは2年次から履修可能） 民事訴訟法判例演習Ⅰ 民事訴訟法判例演習Ⅰ	刑法判例演習Ⅰ 刑法判例演習Ⅱ 刑事訴訟法判例演習Ⅰ 刑事訴訟法判例演習Ⅱ 刑事法演習

これらの授業科目のうち、「民事法演習」を除く必修科目14科目は、本法科大学院においては、基礎科目における上記（i）～（iii）の基礎的な知識・スキルの理解と修得を前提として、具体的事例を分析し、それに法的推論を加え、構成し論述する応用能力を涵養するとともに、1年次に修得した判例・学説の知識をさらに深め、発展させることを目標とする授業科目として、連携法第4条第2号にいう「法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力」を身につけるために必須の科目として位置づけられている（以下「基本的応用科目」という。）。これに対して、同様に専門院第20条の3第2項にいう応用科目に位置づけられるものの、2年次より履修できる「民法判例演習Ⅰ・Ⅱ」及び「公法演習」、並びに3年次配当の「民法演習Ⅲ」、「憲法判例演習Ⅰ・Ⅱ」、「民事訴訟法判例演習Ⅰ・Ⅱ」、「刑法判例演習Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟法判例演習Ⅰ・Ⅱ」、「民事法演習」、「刑事法演習」は、複数の争点が複雑にからみあい、多様な視点からの考察が要求されるより発展的な具体的事例に対応するための知識・スキルの実践的・発展的能力を涵養するものとして、その多くを、学生が特に関心を抱いている分野につき特に重点的・意欲的に学ぶことができる選択科目としている（以下「発展的応用科目」という。）。ただし、「民事法演習」のみは、本法科大学院の教育目標たる市民法曹の養成、及び複雑化する企業活動、企業間関係、国際取引に対応できる法曹の養成という観点から、必修科目としている。

また、主として1年次配当の科目として開講している7科目は、主として1年次において法的推論、分析、構成及び論述能力の基礎を培うための科目（以下「基礎的応用科目」という。）であるが、学生の関心・意欲に応じて履修することができる選択科目としている。

修了所要単位数のうち、これら応用科目の所要単位数は、必修科目30単位、選択科目2単位の合計32単位であり、要件を満たしている。

（ウ）以上の法律基本科目の教育課程の構造は、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の学問体系をふまえ、かつ基礎科目（あるいは場合によっては基礎的応用科目）の履修を経て、2・3年次配当科目である基本的応用科目及び発展的応用科目の履修へと進むことを基本とする段階的・体系的な教育課程となっている。

イ 法律実務基礎科目

専門院第20条の3第1項第2号にいう法律実務基礎科目として、本法科大学院では、次表の諸科

目を開設している（本学では、「実務基礎科目」と称している。以下同じ）。

必修・ 選択必修・ 選択の別	配当年次	科目
必修	1・2年次	法情報調査
	3年次	民事訴訟実務の基礎 刑事訴訟実務の基礎 法曹倫理
選択必修	1年次～	現代法曹論
	2年次～	企業法務入門 ローヤリング（面接交渉） クリニック1 クリニック2 クリニック3 クリニック4 エクスターンシップ（秋） 英文契約文書作成
	3年次	エクスターンシップ（春） 法律文書作成
選択	2年次～	刑事事実認定の基礎
	3年次	要件事実演習

これらの科目のうち、「法情報調査」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」及び「法曹倫理」の4科目は、法曹に要求される技能・責任の基礎を修得するうえで必須の科目として位置づけ、必修科目としている。その他、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目として、「ローヤリング（面接交渉）」、「クリニック1～4」、「エクスターンシップ」等の授業科目が、選択必修科目として開設され、個々の学生が目標とする実務家像に合わせて、修了所要単位数5単位以上を修得するものとなっている。上記必修科目としての法情報調査の他、選択必修科目として法文書作成を扱う科目も設置されている。これら必修科目・選択必修科目の修了所要単位数は全修了要件単位数102の10%以上となる12単位であり、要件を満たしている。

また、実務への関心を高め、法曹の使命や課題についての意識を高める導入科目として、「現代法曹論」及び「企業法務入門」を選択必修科目として開設しているとともに、学生の関心や目標とする実務家像に応じ、民事・刑事のより高度な実務的スキルを涵養するため、「要件事実演習」及び「刑事事実認定の基礎」の2科目を選択科目として開設している。

これらの科目のうち、導入科目たる2科目は、法曹を目指す者としての自覚を促しながら法律基本科目を学べるよう、法学未修者又は法学既修者として入学した年度より履修でき、また、後者2科目については、法律基本科目の理論的・体系的知識の涵養を目指す基礎科目を修得した後、法律基本科目の応用科目とともに履修することとなっており、専門院第20条の3第5項の要請を満たしている。

ウ 基礎法学・隣接科目

専門院第20条の3第1項第3号にいう基礎法学・隣接科目として、本法科大学院では、諸科目を開設している。これらは、学生が自らの関心や目指す法曹像等に応じて修了所要単位数4単位以上を修得する選択科目として開設されている。

これらの科目は、法律基本科目の基礎科目・応用科目の履修を踏まえて履修できることとなってお

り、専門院第 20 条の 3 第 5 項の要請を満たしている。

エ 展開・先端科目

専門院第 20 条の 3 第 1 項第 4 号にいう展開・先端科目として、本法科大学院では、諸科目を開設している。これらは学生が自らの関心や目指す法曹像等に応じて修了所要単位数 16 単位以上を修得する選択科目として開設されている。また、専門院第 20 条の 3 第 6 項に掲げられた 8 科目に該当する科目がすべて開設されており、要件を充足している。

これらの科目は、法律基本科目の理論的・体系的知識の涵養を目指す基礎科目を修得した後、法律基本科目の応用科目とともに履修することとなっており、専門院第 20 条の 3 第 5 項の要請を満たしている。

なお、本法科大学院においては、「入学時に十分な実務経験を有すると認められた者が、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修する場合、・・・修得すべき展開・先端科目の単位数に算入できる」制度は設けていない。

(2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり授業科目をバランスよく開設していること（「専門院」第 20 条の 3、「告示第 53 号」第 5 条）。

本法科大学院においては、法律基本科目 52 科目 100 単位（基礎科目 17 科目 34 単位・応用科目 35 科目 66 単位）、実務基礎科目 13 科目 23 単位、基礎法学・隣接科目 16 科目 32 単位、展開・先端科目 40 科目 80 単位が開設されている。各科目群の性格に相応しい数の授業科目が設置され、特に基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群は、学生が目指す様々な法曹像や幅広い関心に対応できる豊富な選択肢を用意するものとなっている。

(3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること（「専門院」第 20 条の 3、「告示第 53 号」第 5 条第 2 項）。

学生は、修了要件単位数全 102 単位（2018 年度入学者に適用される教育課程（以下「2018 年度教育課程」という。）97 単位）のうち、法律基本科目群から 66 単位（2018 年度教育課程及び 2019～2020 年度入学者に適用される教育課程（以下「2019～2020 年度教育課程」という）64 単位）、実務基礎科目群から 12 単位（2018 年教育課程 11 単位）、基礎法学・隣接科目群から 4 単位、展開・先端科目群から 16 単位（2018 年度教育課程 14 単位）、法律実務基礎科目群または展開・先端科目群のいずれかから 4 単位（2019 年～2020 年度教育課程では、「法律基本科目群（選択）、実務基礎科目群（選択・選択必修）または展開・先端科目群（選択）」の中から 6 単位（ただし、法律基本科目の上限は 2 単位）を履修して単位を修得しなければならない。最後の項目は、実務科目と分類されているが先端的な内容も併せ持つ科目（例えば「英文契約文書作成」）、及び先端的な科目であるが実務的内容も併せ持つ科目（「金融取引法」、「倒産法演習」、「国際取引法」等）の履修上の便宜に配慮して設定されている。

修了要件総単位数のうちに占める、修得すべき法律基本科目の単位数の比率は、前回認証評価時において 66.1%、2018 年度入学生において 66.0%であったが、2019 年度入学生以降に適用されている教育課程においては 64.7%となっており、法律基本科目に傾斜した課程編成にはならないよう、努力を継続している。また、上記（1）に記したとおり、法律基本科目の基礎科目については、公法系科

目 4 科目 8 単位、民事系科目 9 科目 18 単位、刑事系科目 4 科目 8 単位が必修科目となっており、応用科目については、公法系科目 4 科目 8 単位、民事系科目 7 科目 14 単位、刑事系科目 4 科目 8 単位が必修科目となっており、学生が公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれかに過度に偏ることなく法律基本科目を履修することとなっている（専門院第 20 条の 3 第 4 項の要求を満たしている）。

また、実務基礎科目の単位数の比率は 11.8% で、選択により付加できる 4 単位分を考慮すれば 15.7% となる（2018 年教育課程では、最少でも 11.3% であり、選択により付加できる 4 単位分を考慮すれば約 15.5% に達する）。基礎法学・隣接科目の単位数の比率（約 4%）及び展開・先端科目の比率（最少で 15.7%、選択により付加できる 4 単位分を考慮すれば最大で 19.6%。2018 年教育課程では最少で 14.4%、選択により付加できる 4 単位分を入れると 20.6%）についても、前者の比率はやや低いが、後者は修了要件総単位数のほぼ 15% を占める。これは、本法科大学院が特に創造的法曹の養成を固有の目標としており、伝統的な法律の基本的分野についての知識の確実な修得をめざすと同時に、新たに生起する法分野の修得に学生が前向きに取り組むことを要求していることの明確な現れである。

なお、基準協会に提出した「改善報告書」に対する 2021 年 3 月 24 日付の「検討結果」においては、「現代法曹論」「企業法務入門」につき、「WEB シラバスによる限り、弁護士による連続講演会を受講し、簡単なレポートを提出するものであり、実務基礎科目として単位を認定することの適切性を検討することが望まれる。」との指摘がなされていたが、こうした指摘をうけ、今年度は実務基礎科目としてのこれら科目の性格によりふさわしい内容とするため、授業内において、以下のような工夫を試みている。すなわち、従来も社会福祉の現場で活躍する法曹をテーマとして社会福祉士の資格を持ち、児童相談所に常駐する弁護士等を講師に招いたような際には、講師が問題提起をして、受講生が少人数のグループに分かれて当該問題を語り合い、これを各グループの代表者が意見を発表するというバズ・セッション方式を取り入れるなどして、福祉の場面に関わる法律家の苦悩を疑似体験させるというような授業をしていたが、2021 年度は、弁護士過疎地域における公設事務所運営の困難さを実感してもらうために、講師を相談担当弁護士とする模擬法律相談を講義の中で行ったり、あるいは企業法務の分野の一つとなる株主総会指導に関する講義の中では、実際の受講生を会社の株主とみなして模擬株主総会を実演（ロール・プレイ）する等の工夫を行うこととした。また、現代法曹論開設当初から、同一の講師にお願いしている「布川事件」を題材とする刑事弁護士の専門性に関する授業では、日弁連が発行している事件記録集である「再審布川事件の記録」（全 402 頁）を受講生に事前に配付し、受講生はこの記録を読んだうえで当日の授業に参加し、弁護団に所属していた弁護士と具体的な討論を行い、冤罪事件の立証の提要进行を学ぶ方式の授業を行なっている。

（４）法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫していること。

民事法分野に関して、実体法的側面については、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」における理論的知識とその応用スキルが、また手続法的側面については、「民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ」における理論的知識とその応用スキルが、「民事訴訟実務の基礎」において実践的スキルの修得へと展開されるという形になっている。また、刑事法分野に関しても、実体法的側面については、「刑法演習Ⅰ・Ⅱ」における理論的知識とその応用スキルが、また手続法的側面については、「刑事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ」における理論的知識とその応用スキルが、それぞれ「刑事訴訟実務の基礎」において実践的スキルの修得へと展開されるという形になっている。

総合的演習科目、すなわち、「民事法演習」及び「刑事法演習」は、いずれも法律基本科目に分類されているが、法理論的内容と実務的内容を統合した演習内容となっており、実際に演習で検討する題材については理論的知識と実務的知識とが相互に有機的に一体化するよう十分な配慮がなされている。

その他、評価の視点 2-5 に記すとおり、本法科大学院は、市民法曹の養成という視点から、実務基礎科目の中でも臨床系科目の重要性に十分配慮し、上記 2-2 (1) イに記したようにローヤリング、クリニック及びエクスターンシップといった臨床系科目を選択必修科目として多く開設するとともに、実務への関心を高め、法曹の使命や課題についての意識を高める導入科目として、「現代法曹論」及び「企業法務入門」を開設している。これらの科目は多くの学生が履修しており、学生は、法律基本科目における理論的考察が実務においてどう生かされるかを常に意識しながら学習を進めることとなる。

(5) 在学中の司法試験受験資格取得を希望する学生に対応するカリキュラム編成について工夫していること（「文科省事務連絡」）。

上記 (1) で記したように、在学中受験を目指す学生は、現行のカリキュラムに従って科目履修を行ってゆけば、2 年次修了時点で、令和元年法律第 44 号により改正された司法試験法第 4 条第 2 項第 1 号イ（令和 4 年 10 月 1 日施行）及び令和 3 年法務省令第 19 号により改正された司法試験法施行規則第 3 条（令和 4 年 10 月 1 日施行）が定める法律基本科目の基礎科目 30 単位以上、法律基本科目の応用科目 18 単位以上及び司法試験選択科目に係る科目 4 単位以上の司法試験受験資格を得ることができる。

さらに本法科大学院では、在学中受験により適した学習内容を提供するため、推奨カリキュラム（2021 年度入学法学未修者及び 2022 年度以降入学者適用）を提示し、同カリキュラムに沿って必要な授業科目を履修していくよう、指導を行っている。

推奨カリキュラムにおいては、2 年次終了までに法律基本科目の基礎科目と基本的応用科目、及び展開・先端科目の司法試験科目選択科目（専門院第 20 条の 3 第 6 項に掲げられた 8 科目）の修得が完了するよう、法学未修者として入学する者が推奨カリキュラムの履修を希望する場合、1 年次における「行政法 I・II」及び「商法 I・II」の先取り履修を認め、そのうえで 2 年次における「行政法演習 I・II」及び「商法演習 I・II」の先取り履修を認めることとしている。また、既修者として入学する者が推奨カリキュラムの履修を希望する場合、「行政法 I・II」及び「商法 I・II」で学ぶ内容を修得していることを判定する「既修得単位認定試験」を実施し、同試験に合格した者については、2 年次における「行政法演習 I・II」及び「商法演習 I・II」の先取り履修を認めることとしている。ただし、5 年一貫型入試合格者が推奨カリキュラムの履修を希望する場合、「既修得単位認定試験」の受験・合格は不要である。

2-3 多様な形態で実施される授業科目の内容・方法の適切性

新型コロナウイルスの蔓延を考慮し、2020 年度春学期は全面的にオンライン授業に切り替え、2020 年度秋学期は、感染状況と全学の方針を踏まえながら、対面式とオンライン式を併用した。2021 年度以降も、2020 年度秋学期と同様、以下のような方針で対面式とオンライン式を併用した。

2023 年度は対面式授業を原則としつつ、学生の安全安心に配慮して必ずオンライン授業と併用の形

式をとり（「ハイフレックス授業」）、履修者にはいずれの形式での出席も認めている。

また、双方向授業における学生の学修態度の活性化と、授業前後の学生間の情報交換の緊密化を目的として、完全にオンライン実施の授業も含めて、すべての授業について従来どおり特定の教室を指定しており、履修者にはオンラインのみの授業にも、マスクを着用しソーシャルディスタンスに配慮しつつ、教室から参加することを認めている。現に、一定数の学生が、自分の授業がない空き時間には自習室にて勉強し、授業は教室からオンライン授業に参加している。

オンライン授業の実施にあたっては、各科目担当者は、全学のネットワークシステムである「学習支援システム」を利用して教材のアップ、連絡事項の通知を適宜行い、対面式に比べた欠点を補っている。科目によっては、このシステムを利用して小テスト等も実施されている。

なお、FD委員会が全面オンラインで実施された2020年度春学期の学生のGPAを2019年度春学期のGPAと比較調査を行ったところ、顕著な変化はないことが確認されたので、オンライン授業でも対面式と同程度の教育効果は得られるものと判断している。

なお、2024年度授業においても、対面授業を原則とする方針を堅持しつつ、感染症に配慮した方式を継続する。

2-4 学生の履修に配慮した授業時間帯・時間割

全学の方針で、2018年度からすべての授業が1回100分、1学期14回となった。しかし、授業時間帯が1日6時限であることは従来どおりであるため、必修科目を原則として2・3時限に配置し、選択科目を原則として4・5時限に配置することによって、必修科目相互間、必修科目と選択科目間の重複を基本的に回避している。補講を実施する場合には、「学習支援システム」を通じて、履修生にお知らせをしている。

法律実務に必要な能力を養う授業科目

2-5 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み ア 開設科目

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目としては、以下の科目を開設している。

- ①リーガル・クリニックとして、「クリニック1」ないし「クリニック4」
- ②「エクスターンシップ」
- ③「ローヤリング（面接交渉）」

このうち、「クリニック」は実務家教員4名（全て現職の弁護士である）がそれぞれテーマを決めて実施するものであり、テーマはそれぞれであるものの、法曹に求められる事実から考えることの重要性を修得させ、また法曹の責任の重さを自覚させることを目標としている。

「エクスターンシップ」は、法律事務所、法テラス、中央官庁（霞が関インターンシップ）、企業法務部（株式会社KDDI）へ履修希望の学生を派遣するものである。春休みまたは夏休みの休暇期間を利用して70時間以上（2週間程度）の実習時間を確保することを単位取得の条件としている。

「ローヤリング（面接交渉）」は、法曹としての基本的技能の根幹をなす面接・交渉・裁判外紛争処理のマインドやスキルを修得することを目的とするものである。

なお、これらの科目を履修した学生に対しては、本法科大学院に付置する「法政大学法科大学院無

料法律相談室」が実施する法律相談に立会うことを強く推奨しており、相談終了後、相談担当弁護士と意見交換をするなどして、現実の事件のあり様に接することができるよう工夫している。

なお、「模擬裁判」は独立した科目としては開設されていないが、必修科目である「刑事訴訟実務の基礎」において履修内容として交互尋問手続等が組み込まれており、受講者全員が各種の役割を分担の上、模擬体験をしている。

イ 実施体制

法科大学院教育においては、実務基礎科目群の中でも、臨床系科目の重要性が理論と実務の架橋や司法修習との役割分担との観点から指摘されている。本法科大学院においては、市民法曹の養成という視点から、この点を重視したカリキュラムを設け、多くの学生が参加している状況にある。

明確な責任体制という点では、「クリニック」に関しては、履修希望の学生を市民間紛争やコンプライアンス等テーマごとに、1名ないし5名程度のグループに分け、担当教員を担任とすることで責任体制の所在を明確にしている。「ローヤリング」も、その科目の性質から、できるだけ少人数で行うことが望ましいことから、年間2クラスを開設しているが、春学期、秋学期共に同一の教員によることで責任の明確化を図っている。

「エクスターンシップ」についても、派遣先の法律事務所や企業法務部任せにすることなく、担当の専任教員を定めて、ガイダンスの実施や派遣学生選考に当たっての面接、報告書の評価や成績判定を教員が行うことで責任の所在を明確にしている。

「クリニック」に付随して行われる法律相談についても「法律相談室運営会議」を設置し、法律相談の件数、内容の概要、学生の関与のあり方につき必要に応じ検討を行っており、さらに専属の事務職員を確保することにより適切に運営されている。

ウ 守秘義務に関する仕組み

「エクスターンシップ」を行う学生にはエクスターンシップ先への守秘義務に関する誓約書を提出させ、さらには「クリニック」授業を通じて個別の事件記録等に接する場合、さらには模擬法律相談に立会う場合には、当該学生から本法科大学院宛に守秘義務についての誓約書を提出させている。これらの誓約書には、関連法令等の遵守および法律相談者・受任事件における依頼人等について知りえた情報に関する守秘義務の遵守が明確に記載されている

エクスターンシップに関しては、予め本法科大学院が様式化した誓約書用紙を派遣学生に交付し、派遣学生が氏名、学生証番号、連絡先電話番号を記入し、エクスターン開始時に派遣先法律事務所等に提出する手続としている。また、守秘義務の内容は、派遣先によっても、若干の相違はあるが、概ね①実習期間、実習時間や実習場所等の実習条件を遵守し、実習先の指示に従うこと、②実習先の秩序を乱したり、信用を傷つけたり、名誉を害するような行為をしないこと、③実習中に知り得た秘密を実習期間経過後も含め漏洩しないこと等である。

クリニックに関しては担当教員が誓約書の提出を必要と判断したときに、また、法律相談に関しては学生の相談立会いの前に誓約書を本法科大学院宛に提出させている。これらの誓約書には、秘密情報に関する秘密の保持、第三者への漏洩、開示の禁止、複製物の本法科大学院外への持出しの禁止、学修目的以外の利用の禁止、違反した場合の賠償責任等関連法令等の遵守および法律相談者・受任事件における依頼人等について知りえた情報に関する守秘義務の遵守が明確に記載されている。

なお、守秘義務に関する規程はこれまで本法科大学院に整備されていなかったが、第4期認証評価結果(2022年)において規程の整備が必要との指摘を受けたことを踏まえ、教務委員会の検討を経て、2023年度第7回法務研究科教授会(2023年11月13日開催)にて、「臨床系科目等における秘密保持に関する内規」を制定し、同日施行している。

エ 導入科目の実施

臨床系科目の充実は、本法科大学院の理念にも関係する重要な課題と位置付けているが、この10年程度、履修を希望する学生の減少傾向が続いていた。その原因は法曹としての明確なビジョンを描くことができないままに入学し、漫然と学修を続ける学生が多いためであると思料された。そこで、新入学生に多様な法曹の職務を理解させ、第一線で活躍する法曹の実像を直接に認識する機会を与えるための、「現代法曹論」、「企業法務入門」という導入科目を2019年度より設けている。これらの科目をまず新入生段階で履修させ、それを契機に、「クリニック」や「エクスターンシップ」等の実習系科目を履修するように誘導するという目論み、位置付けである。

その結果、2018年度は4名、2019年度は5名に留まったエクスターンシップの受講生が、2020年度には10名、2021年度も10名に達し、その後も多くの受講生を確保している。また、2019年度9月から開始した無料法律相談への立会いは新型コロナウイルスの影響により、相談自体を中止した時期もあったものの、オンラインによる相談を実施するなどの工夫を行い、順調に相談件数及び学生の立会件数を増やしている。

教育の実施

2-6 法曹養成のための実践的な教育方法

演習科目では、すべての科目において、シラバスや事前配布資料等により、毎回の授業において学習する内容につき学生が予習すべき事項を示しており、これを前提に少人数のクラスにおいて双方向的もしくは多方向的な授業を行っている。

また講義科目にも、やはりシラバスや事前配布資料等により学生に準備を促したうえで、少人数教育の利点を生かして、授業中の質疑応答や学生による報告を取り入れることによって、双方向的もしくは多方向的な性格をもたせている。

2-7 法曹に必要とされる専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法

演習系科目においては、将来の法曹として備えるべき基本的スキルを磨くため、担当教員が課題事例を提示して、学生がその分析及び起案を行うことにより、事案分析能力・論理的思考能力・論述能力を高める方法も取り入れている。2014年9月(第7回)の教授会においても確認されているように、在宅起案が、あくまで授業で取り上げたテーマと関連する範囲で、かつその習熟度の測定を兼ねて行われるべきことは、全教員の共通認識であり、授業内容との連続性・体系性を欠いた試験技術的な指導や、理解を伴わない機械的な暗記及び反復練習に偏った授業方法とならないよう、各教員が自ら律している。

さらに、FD委員会の主催で、専任のみならず・非常勤を含めた全教員の参加を求めて、年2回「教育方法検討会」を開催して授業方法について継続的に改善の努力を重ねており、そのなかで教育方針や教授方法に関して、法科大学院制度の理念に反して過度に司法試験受験対策的な授業がなされるこ

とのない旨を繰り返し教員間で確認している。また、次年度授業の実施にあたり、シラバス原稿を教務委員が全ての科目について精査し、過度な試験対策授業となっていないことを確認している。

なお、第4期認証評価結果（2022年）において、演習科目1科目について問題起案（答案作成）が中心になっており、司法試験向けの答案練習指導に特化している疑いがあるとの指摘を受けたため、直ちに授業方法及び教材作成の意図等を研究科長及び教務委員長が担当教員から聴取し、司法試験向けの答案練習指導の趣旨ではないことを確認のうえ、同様の疑いを招くことのないように授業方法・教材等のさらなる工夫・改善を促している。

2-8 シラバスの作成・活用及び履修指導・学習支援による効果的な学習

（1）法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえたシラバスを作成し活用していること（「専門院」第10条第1項）。

すべての開講科目について担当教員がシラバスを作成し、ネット上で公開している。シラバスには、全学の基準に基づいて、【授業の概要と目的】、【到達目標】、【ディプロマ・ポリシーとの関連】、【授業の進め方と方法】、【アクティブラーニングの有無】、【各回の授業計画】、【授業時間外の学習】、【教科書・参考書】、【成績評価の方法と基準】、【学生の意見等からの気づき】の諸項目についての記載があり、シラバスの内容に従って授業を実施することは全教員の共通認識となっている。

各科目の授業内容は、法律基本科目基礎科目、法律基本科目応用科目、実務基礎科目等の科目カテゴリーにふさわしいものとなるように科目担当教員において工夫しているところであり、シラバスの記載にもこの点が反映されるように努めている。

さらに、シラバスの原稿が出揃った段階で、教務委員が分担してその内容をチェックし、不備があると判断した場合には、科目担当教員にその旨を伝えて修正を求めている。

授業開始後、シラバスの記載内容に変更が必要となった場合には、科目担当教員は授業時間中の口頭の告知にとどまらず、事前に「学習支援システム」等を通じて履修者に告知することとしている。

シラバスの内容に従った授業が実施されているかどうかは、学期末に履修者に実施される授業改善アンケートの質問項目としているが、回答のほとんどがシラバスに沿った授業がなされたという回答であった。

なお、2021年度秋学期の「授業相互参観」より、シラバスに記載された教育目標等に従って授業が行われているかを確認する項目を、参観教員が作成、提出する授業参観感想用紙内に設けることとした。

（2）法学未修者と法学既修者それぞれに応じた効果的な履修指導が行われ、また全体としてオフィスアワーを活用するなど学習支援が効果的に行われていること。

学生には、定められた期間に当期の履修登録を確実にを行うように指導をしており、履修登録がされていない学生には電話やメールで登録を促している。また、前年度の成績が不振の学生に対しては、特に時間を設けて、個別に面談を実施している。

また、1年生は1クラス、2年生は4つのクラスごと、3年生は2クラスごとにクラス担任を置き、学生の勉学等の相談に応じ、学習支援に当たる体制を整えている。加えて、2020年度から4人のOB・OG弁護士の協力を得て、法学未修者向けの「弁護士チューター制度」を発足させた。1人の弁護士に学生3～4名を割り振り、専属のチューターとして勉学相談に応じる体制となっている。

また、本法科大学院の専任教員は毎週オフィスアワーを設けることを義務づけられ、その時間と場所をホームページに明示している。新型コロナウイルスの感染拡大により、対面でのオフィスアワーの実施に困難が生じたため、2021年度秋学期からは、受講生にZoomのURLを告知するなどの方法により、オンラインによる質問・相談にも応じる体制を整備した。

さらに、定期試験を実施した必修科目については、採点期間経過後間もない時期に「定期試験の解説週間」を設けて、この期間内に教員による解説と答案返却を行うこととし、各学生が中・長期的な視野の中で効果的に学修を行っていくことを促している。なお、コロナ禍にあっては、対面とオンラインの併用で定期試験解説を実施している。

2-9 教育に適したクラスサイズ、施設・設備の整備

本法科大学院の施設は、独立棟として本法科大学院の教職員と学生（在学生及び法務専修生）のみが専用使用しており、関係者以外がこの建物を利用することはない。したがって、複数学部・専攻による施設共用に伴い発生する様々な教室ブッキング、苦情等のトラブルは発生していない。

建物内の教室設備としては、講義室3室（60名教室×2、150名教室×1）、演習室7室（30名教室×7、うちの字型4教室）、小演習室（6F・3室）、法廷教室、多目的教室（円卓室）があり、加えて「図書室」（B1F）、院生研究室（4F）を設置している。

各教室には教員・学生用のインターネット接続設備（有線・無線）の設置はもとより、PC動画像、各種AV資料の提示装置を常設している。

（1）効果的な学修のために、基本として1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすること（「専門院」第20条の4第1項）。

2017年度から1学年の収容定員を30名に削減したが、少人数教育の効果をいっそう高めるために、2年生・3年生については従来どおり原則として能力別の4クラス編成を維持している。また、隣接・基礎科目は16科目、展開・先端科目は40科目と、きわめて充実した展開となっている。このため、法律基本科目必修科目・実務基礎科目を含めて、法情報調査以外の全科目について、1授業科目の履修者は最大でも20名程度にとどまっている。

法情報調査は、年度の初めに集中講義として実施しており、法学未修者および法学既修者の新入生全員を対象とするが、再履修者も含めて30名程度で実施されている。

（2）法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を法令上の基準（50名以下）に従って適切に設定していること（「専門院」第20条の4第2項）。

1学年収容定員30名、法学未修者の定員10名、法学既修者については能力別4クラス編成であることから、法律基本科目基礎科目、同応用科目は、必修・選択科目のすべてについて各クラス最大20名程度で実施されている。

（3）個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数を設定していること。

実務基礎科目のうち、とくに個別的指導が必要と考えられるのは、「クリニック」、「ローヤリング」、「エクスターンシップ」である。「クリニック」については、どの履修クラスも10名以下となるように

希望者について人数調整を行い、「ローヤリング」も10名以下で開講されている。また、「エクスターンシップ」については、科目の性質上、各派遣先に1名の学生派遣を原則として最大でも2名以内の派遣に留めることとしている。

学習成果

2-10 公正かつ厳格な成績評価及び追・再試験の適切な実施

単位認定のための採点評価をする最低条件として、14回実施される授業のうち、10回以上の出席を必須としており、この点は学生へも明示され、全教員へも文書配布により周知徹底され、全担当教員がこの要件を遵守している。

また、法律基本科目群の必修科目に関わる単位の認定は、必ず定期試験を実施したうえで、同試験を含むシラバス記載の成績基準に則り、客観的かつ厳格に実施されている。単位取得の可否にかかる成績評価は絶対評価を原則としたうえで、成績分布の割合としては、おおむね、S評価を1割、A+・A・A-評価を2割、B+・B・B-評価を5割、C+・C・C-評価を2割とすることが目安とされている。定期試験を実施しない科目についても、単位認定に係る成績評価については絶対基準を原則とし厳正に行うべきことが教授会等において確認されている。2021年度春学期の総計では、法律基本科目群では、S評価が7.5%、A+・A・A-評価が27.3%、B+・B・B-評価が30.8%、C+・C・C-評価が34.5%となっており（E及びD評価を除いた割合）、上記目安とは若干の違いはあるものの、総じて厳格な成績評価が履行されていると評価できる。なお、不可とされた者は7.5%（未受験者含む）である。

また、定期試験が実施される科目については、定期試験の成績評価割合は、評価方法の50%以上とすることとしており、毎年各授業科目の担当教員宛送付される「講義概要作成依頼」においても、かかる内容が明記されている。（なお、「刑事訴訟実務の基礎」については、成績評価における定期試験の比率が30%となっているが、この点については、「本授業は、事件記録教材等に基づく起案・レポートの作成及び交互尋問の実践という刑事訴訟実務に直結した授業期間中における学習内容が主要なものとして位置付けられるため、刑事法及び刑事訴訟実務の知識を問う定期試験の比率を相対的に低くし、30%としたものである。」との説明がシラバスに明記され、その趣旨については教授会においても了承されている）

上記のような厳格な成績判定を行なう前提として、定期試験において実施された試験については、学生の氏名を伏し、匿名の状態で作成し、採点し、匿名採点の評価を事務に提出後、他の評価要素を勘案して最終的な成績評価を行なう方式を採用している。

再試験は、法律基本科目群及び実務基礎科目群に属する必修科目のうち、定期試験を受験したにもかかわらずD評価（単位認定不可）を受けた者に対して行われる。再試験による単位認定については、C-またはDに限定される。これらのことは「履修ガイド」に明記されている。

学生がやむをえない事情により定期試験を受験できなかった場合は追試験が行われる。追試験は定期試験を欠席した学生の申請によって行なわれるが、申請資格は急病、事故、災害等であり、申請にあたっては医師の診断書等の証明書を添付しなければならない。以上のことは「履修ガイド」にあらかじめ明示されており、客観的で公正な基準に基づいて実施されている。

このように本法科大学院では厳格な成績評価を客観的基準に基づき行っているが、履修登録をする学

生が少人数の科目に関しては、上記の成績分布割合に応じた成績評価が難しく、担当教員によって評価にバラツキがある科目も一部には存在していた。そのため、第4期認証評価結果（2022年）においても、科目特性や履修者数等を踏まえた実質的な評価基準を速やかに策定することが求められるとの指摘を受けたところである。これを受けて、2023年度は、小人数履修科目成績評価に関する成績評価の付し方について教員間で協議し、「小人数履修科目の成績評価」と題する研修科長通知文書を作成し、全教員に発信周知した。

2-11 成績不振の学生に対する措置

1年次から2年次への進級については、在学期間が1年以上であることに加え、法律基本科目群における1年次配当の必修科目につき、(a) 最低24単位を履修すること、(b) GPA値が1.5以上であること、及び(c) 共通到達度確認試験を受験することが必要とされる。ただし、(b)の要件を満たしていなくとも、共通到達度確認試験の総合成績が全国の上位10%以内の場合には、進級を認め、同成績が全国の下位20%以下の場合には、課題を与えた上で面接指導を行うこととしている。

ただし、共通到達度確認試験をより有効に利用し、未修学生の学修の向上を図るために、2024年度未修入学者より、1年次から2年次への進級要件のうち、共通到達度確認試験にかかる要件を見直した。すなわち、上記(c) 共通到達度確認試験を受験することという要件を改め、(c) 共通到達度確認試験を受験し、総合成績が全国の下位10%を下回らないこととした。ちなみにこの点は第期認証評価結果（2022年）においても共通到達度確認試験の活用方法について改めて検討すべきとの検討を踏まえたものである。

当該年次配当の必修科目についてGPA値が1.5未満であることを理由として進級できなかった場合、GPA対象科目の成績評価は原則として無効とされ、例外としてS～A-の評価は有効とされる。したがって、当該年次配当の必修科目についてGPA値が1.5未満であることを理由として進級できなかった学生は、原則としてB+以下の評価の科目を再履修しなければならない。また、2024年度未修入学者から上記(c)の要件不足で進級できなかった場合には、1年次配当必修科目を再履修するものとした。ただし、この場合も成績がS～A-であった科目および「法情報調査」の成績がS～C-であった場合は除くものとしている。

なお、2年次から3年次へ進級するためには、2年次配当の必修科目につき、GPA値が1.5以上であることが必要とされている。

2-12 成績評価に関する問い合わせの仕組み・運用

所定の期間内における成績調査の制度を設けている。同制度については、「履修ガイド」において、(a) 履修登録した科目を受験（またはレポート提出・出席等の定められた義務を果たしている）したにもかかわらず、その評価が「E評価（未受験）」となっている場合、(b) 履修登録した科目を受験（またはレポート提出等の定められた義務を果たしている）し、その評価が「D評価」となった場合、(c) 進級要件の対象となる必修科目で「A+評価」～「C-評価」となった場合、所定の期間内に申請することにより成績調査を行う旨明記しており、成績発表手続についての掲示・告知において、具体的日程等について周知することとしている。

学生は、成績調査を希望する場合、所定の文書「成績調査願」にて事務を通じて成績調査の申請を行

い、事務より担当教員に成績調査の依頼がなされる。担当教員は当該学生の成績を調査し、その結果と回答（コメント）を上記文書に記し、事務に提出する。申請した学生に対しては、事務より調査結果と回答を開示することとしている。

また、学生は、期末試験解説時における答案の返却時に、答案評価についての質問を行うことができる。

上記制度は成績調査を希望する学生の要望により応えるべく、2022年度にそれまでの仕組みを改めたものである。成績調査制度は成績評価の公正性・厳格性を担保するために重要な仕組みであるとの認識の下、今後も制度の充実に向けた検討を続ける所存である。

2-13 学生からの意見及び学習成果の検証に基づくFD活動

ア 組織的な教育課程・方法等の改善・向上

本法科大学院では、組織的な教育課程・方法等の改善・向上を図るために、FD委員会を設置し、教育目標の達成状況や各教員の教育の内容・方法を検討している。本法科大学院が行っている重要なFD活動としては、教員による「授業相互参観」と「教育方法検討会」がある。

(ア) 教員による「授業相互参観」

教員による「授業相互参観」は、他の教員の授業を参観することによって、各教員の教育の内容・方法の改善・向上を図るとともに、各授業がシラバスに従って行われているかを確認することを目的として行っている。「授業相互参観」は、春学期および秋学期にそれぞれ1回ずつ実施している。非常勤講師にも参観を呼びかけ、非常勤講師の担当授業も参観の対象である。参観者の専門分野に近い授業科目と、異なる専門分野に係る授業科目をそれぞれ1科目以上参観するよう呼びかけている。2020年度から法政大学全体としてWeb会議システムによる授業方法が採り入れられたことから、2020年度の秋学期の「授業相互参観」より、対面での「授業相互参観」に加えて、Skype、ZoomやWebexを用いたWeb会議システムによる授業参観も可能とするとともに、録画・録音による授業参観も可能とした。授業参観の結果については、授業参観をした教員に、参観した授業に対する意見・感想の提出を義務づけている。そして、この授業参観をした教員から提出された意見・感想は、教授会および「教育方法検討会」において全教員で共有し、意見交換を行っている。意見交換において、本法科大学院全体として改善が必要とされるものについては、教授会執行部や関係委員会等で改善の検討を行っている。

なお、2021年度秋学期より、「授業相互参観」が教育成果の達成度を測定する取り組みであり、かつ、教育内容・方法の改善を図ることを目的とするものであることを明らかにするために、シラバスに記載された教育目標等に従って授業が行われているかを確認する項目を設けた。

「授業相互参観」およびその意見・感想に基づく意見交換を通じた成果として、2020年度「教育方法検討会」において、オンラインでの授業方法について意見交換がなされたが、2021年度春学期の「授業相互参観」の感想において、カメラが効果的に使用されているなど、オンライン授業の方法が向上しているとの意見が出されており、教育方法の改善・向上に役立っている。

なお、2020年度春学期については、大学への入校が制限され、対面授業が禁止されたこと、および大学全体のネット環境の整備が遅れたため、やむを得ず「授業相互参観」を中止したが、現在は再開している。

(イ) 「教育方法検討会」

「教育方法検討会」は、司法試験の合格状況、「授業相互参観」の意見・感想、共通到達度確認試験の結果、学生による「授業改善アンケート」の結果、そのほか学生の状況に関する情報をもとに、各学期における学生の学習状況（学習成果）を教員相互間で確認するとともに、必要に応じて教育内容・方法の改善・向上を図ることを目的として開催している。非常勤講師を含め、本法科大学院の教育に携わる全教員に参加を呼びかけ、春学期および秋学期の終盤に開催している。なお、2021年度秋学期教育方法検討会から、開催案内のリマインドメールをするなどして、参加を促す対応を行うこととした。

本法科大学院では、評価の視点 2-1 [現状の説明] において述べた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、さらに、この教育理念をさらに具体化するために、各科目のシラバスにおいて、各科目の「授業の目的と到達目標」を明確に記載し、関連科目との関係における当該授業の位置づけを明らかにしているが、「教育方法検討会」では、この到達目標に関して、司法試験の合格状況、在学生・修了生の意見、「授業相互参観」の参観教員の意見・感想、共通到達度確認試験、TKCの学習支援システムの結果などのデータ、「弁護士チューター」の意見を踏まえて、各科目において到達目標が適切に設定されているか、それを達成するための教育方法が適切かについて、各学年、各学生の学習到達度を科目ごとに報告を受けて検証している。「2021年度秋学期教育方法検討会」から、その案内に、この検討会の開催目的を明記するとともに、検討会の開始の際にも、その目的を確認している。「教育方法検討会」で出された意見について、改善の必要があるものは、その後、教授会執行部及び教務委員会等で検討をし、必要な改善を行っている。その成果として、過去のカリキュラム変更、「学習ポートフォリオ」、「学修カルテ」の導入、進級基準の見直し、「弁護士チューター」制度の導入、TKCの学習支援システムを用いた客観的学習到達度の測定制度の導入などがある。また、2021年度春学期の「教育方法検討会」では、反転授業を取り入れている教員がおり、そのやり方について説明を受け、意見交換を行い、秋学期の授業から反転授業を導入した授業もある。

イ 学位授与方針に示した学習成果の検証、その結果の活用

（ア）学生・修了生からの意見聴取

教育課程・方法等の改善・向上を図るために、学生や修了生から意見を聴取することが重要である。そこで、本法科大学院では、まず、個々の教員および事務局が学生の意見を聴取し、個別に対応できるものについては、個別に対応し、組織的な対応が必要なものについては、関係委員会等において検討を行っている。

・「授業改善アンケート」

まず、毎年度学期末に「授業改善アンケート」を行い、学生から意見聴取している。「授業改善アンケート」における具体的な質問項目は、履修理由、出席率、積極的に授業に取り組んだか否か、授業内容に対する興味、理解度、教師の授業に対する熱意、専門分野に関する有用な知識獲得の程度、高度な職業人を目指すキャリア形式にとって意義のある講義内容であるか等にわたっているが、それぞれ、科目毎に数値で評価するシステムになっている。また、「自由記述欄」を設け、個別意見も聴取できるようにしている。「授業改善アンケート」は、回収率を上げるため、授業において学生にその実施の協力を呼びかけている。授業改善アンケートの結果については、各教員が自己の担当科目について全学の「学習支援システム」上で知ることができるのみならず、これまでも教授会で集計結果を回覧のち、事務に備え付けて閲覧可能としてきたが、今回の基準協会の指摘を受けて、さらに周知徹底

を図るため、21年度春学期からは各教員のメールボックス等に個別に送付し、各教員が担当授業の達成度をより意識できるようにした。「授業改善アンケート」の結果は、事務局に設置されており、学生はいつでも確認することができる。また、「授業改善アンケート」の結果を授業に反映させるため、シラバスに「学生の意見等からの気づき」欄を設け、「授業改善アンケート」の結果が授業にどのように反映されたかを学生が知ることができる仕組みが整えられている。さらに、「授業改善アンケート」の結果は、「教授会」及び「教育方法検討会」において、全教員で共有し、各科目の学習到達目標の適切さや授業内容・方法の検討の資料として役立てている。

・「クラス担任」制度

また、「クラス担任」制度も学生の意見聴取の場として機能している。

「クラス担任」は、1・2年生については、各クラスに1名の専任教員が、3年生については、2クラスに1名の専任教員が担当し、個別の授業を含む学習や学生生活全般にわたる相談を受け、アドバイスをしている。学生からの相談を受けた「クラス担任」は、プライバシーに配慮しつつ、教授会執行部、教務委員会、FD委員会または事務局など関係委員会等に連絡し、その委員会等において問題を検討している。

・「弁護士チューター」制度

さらに、「弁護士チューター」制度も学生の意見聴取の場として機能している。

2020年度から、1年生の法学未修者を対象に「弁護士チューター」制度を設けている。「弁護士チューター」は、本法科大学院修了の弁護士であり、1名の弁護士チューターが3名から4名の学生を担当し、学生からの授業の相談や学習方法の相談などを受けてもらっている。「弁護士チューター」には、「教育方法検討会」に参加してもらい、各学期の活動報告をしてもらい、それに基づいて意見交換を行っている。

また、修了生からの意見聴取については、基本的には在學生と同様、個々の教員または事務局が出された意見について、個別に対応可能なものについては即時に対応し、組織的な取り組みが必要な意見については、関係委員会等に検討を依頼している。また、組織的な取り組みとしては、修了生から本法科大学院の教育などにつき意見を聴取する機会として座談会を開催している。また、司法試験合格者に在學生向けに合格体験談を話してもらう時間をとり、その際、出席できる教員は、そこに出席し意見交換を行っている。修了生から出された意見、とりわけ問題点については、関係委員会において、その改善に向け、後日検討を行っている。2年生以降の習熟度別クラス編成などは、この成果である。

(イ) 学位授与方針に示した学習成果の検証・その結果の活用

本法科大学院では、評価の視点2-1 [現状の説明] において述べた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、さらに、これをさらに具体化するために、各科目のシラバスにおいて、各科目の「授業の目的と到達目標」を明示している。そして、教授会及び「教育方法検討会」において、司法試験の合格状況、在學生・修了生の意見、「授業相互参観」の参観教員の意見・感想、共通到達度確認試験、TKCの学習支援システムの結果などのデータ、「弁護士チューター」の意見を踏まえて、各科目において到達目標が適切に設定されているか、それを達成するための教育方法が適切かについて、各学年、各学生の学習到達度を科目ごとに報告を受けて検証を行っている。

司法試験の合格状況については、合格発表後の最初の教授会において、当該年度の合格状況の共有およびその分析を行っている。また、司法試験受験者の個別の成績が判明した時点で、同じく「教授

会」において、各受験者の在学時の GPA のデータと合わせて司法試験合格者および受験者の状況の分析を行っている。

司法試験の合格状況については、評価対象期間の合格率は、全修了者のうちの受験者の合格率についてみれば、2018（平成 30）年度 20.2%（全国平均 29.1%）、2019（令和元）年度 11.5%（全国平均 33.6%）、2020（令和 2）年度 16.3%（全国平均 39.2%）、2021（令和 3）年度 14.5%（全国平均 41.5%）、2022（令和 4）年度 22.2%（全国平均 45.5%）、2023（令和 5）年度 25.0%（全国平均 45.3%）という結果である。

分析の結果、法科大学院在学中の GPA と司法試験合格者との間には相関関係が見られ、成績評価が適切であることが確認されている。本法科大学院の合格率と全国平均合格率との間には依然として大きな隔たりがあるが、修了生の学力向上を図り、本学らしい市民のための法曹の質的量的な一層の充実拡大につなげていくことが、本法科大学院の長期的な課題であると考えている。そこで、3 つの柱を立てて、教育の機能強化に取り組んでいる。第 1 に、教育理念と目指すべき方向性を実現するための前提として、法曹への意欲と適性に富む人材の恒常的な確保に努めることである。その手段として、法学部との連携を一段と緊密にする。第 2 に、短答式試験通過率・司法試験合格率の向上のための「テーラーメイド教育」の実現である。1 学年定員 30 人の小規模校の特性をこれまで以上に活かして、学生 1 人 1 人の習熟度と個別のニーズを日常的に把握し、各自に適したきめ細かな学修支援へとつなげる仕組みを構築する。第 3 に、社会的弱者への理解と共感能力を備えた法曹を養成するための「実務啓蒙教育」の展開である。ともすれば試験テクニックの修得のみに目が向きがちな法科大学院生に対して、法曹の魅力に目を向けさせ、社会的弱者を守る法曹の使命を再認識してもらうことはきわめて重要である。そのために、既存の実務教育に加えて独自の「実務啓蒙教育」を展開する。

これらの構想の具体化として、第 1 に、本学法学部と「法曹養成連携協定」を締結し、本学法学部入学から法科大学院修了までの教育課程の一貫化を進め、適性に富んだ人材の確保に取り組んでいる。第 2 に、「学習ポートフォリオ」、「学修カルテ」の作成、学修困難者向けの基礎演習系科目の開設、共通到達度確認試験準備の機会提供、「弁護士チューター」による個別学修相談を通して、未修教育の改善・強化に取り組んでいる。第 3 に、「現代法曹論」の開講を通じて、エクスターンシップの履修者及び無料法律相談への立会学生の増加を図るとともに、法政大学研究大学院の連帯社会インスティテュートの連携により、NPO、労働組合等の法制度と活動の実際について、法科大学院生が学ぶ機会を提供している。

標準修業年限修了者数及び修了率に関しては、進級者のデータとあわせて、3 月の教授会において、分析を行っている。教授会で出された意見については、「教育方法検討会」で出された意見と合わせて、教授会執行部等、関係委員会において改善の検討を行っている。標準修業年限修了者数と修了率については、2018 年度修了者数 10 名、同修了率 76.9%、2019 年度修了者数 15 名、同修了率 65.2%、2020 年度修了者数 20 名、同修了率 62.5%、2021 年度修了者数 15 名、62.5%、2022 年度修了者数 13 名、同修了率 41.9%である。

学生の受け入れ

2-14 学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜

ア 入学者選抜の組織体制

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）のもと、入学者選抜にあたっては、入試委員会

が、選抜方法、手続及び基準の策定、並びに合否の判定を含む、学生の受け入れの具体的なあり方を全般的かつ恒常的に検証している。入試委員会は、研究科長、副研究科長のほか、公法、民事法、刑事法の各法分野を代表する専任教員 5 名以上で構成され、その委員長には、入試担当の副研究科長が就任している。入試委員会は、入試委員長により、年 6 回以上招集され、在籍する学生の学習意欲・学習態度・学習成果（学力）と、学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法などとの関連性や相関性も調査しながら、学生の受け入れのあり方につき、継続的に検討を加え、かつ、その検討結果に基づき、改善に努めている。

イ 実施している入学者選抜の方法（入学試験の種類）と学生の受け入れ方針との整合性

本法科大学院は、「優れた人間性と高度な専門知識を備え、複雑な現代社会に生じる法律問題に柔軟に対応する能力を備えた法律家を輩出すること」を理念・目的とし、第 1 に、一般的伝統的な法律問題に対応できる法律家だけでなく、第 2 に、一般消費者等の社会的弱者に関する法律問題に対応できる法律家、第 3 に、複雑な企業活動や国際取引に対応できる法律家、第 4 に、国および地方公共団体等が抱える多種多様な問題に対応できる法律家、第 5 に、国際的な諸問題に対応できる法律家など、様々な分野の法律家を育成することを目標としている。そこで、本法科大学院では、「法政大学法科大学院の理念・目的を理解し、市民間の紛争や企業法務に強い誠実な法曹を志す全国の志願者に広く門戸を開く」ことを学生の受け入れ方針として設定している。

上記のような志願者を広く募集するため、入試を複数回実施している（以下「一般入試」という）。一般入試は、年 5 回実施し（第 1 期入試～第 5 期入試）、各期、法学未修者と法学既修者を区別し、それぞれについて、募集人員、選抜方法、手続及び基準を設定し、実施している。

また、2022 年度入試（2021 年度実施）から、一般入試に加えて、各大学法学部の法曹コースに在籍する学生のための入試（以下「特別入試」という。これには、法曹コース 5 年一貫型入試（以下「5 年一貫型入試」という。）及び法曹コース開放型入試（以下「開放型入試」という。）がある。）の選抜方法、手続及び基準を設定し、実施している。

本法科大学院の 2024 年度入試（2023 年度実施）においては、募集人員を 30 名（法学既修者 20 名程度、法学未修者 10 名程度。特別入試による入学定員（上限 8 名）を含む。）とし、一般入試については、年 5 回、法学未修者と法学既修者に分けて実施し、特別入試については、5 年一貫型入試を 1 回（2023 年 8 月）、開放型入試を 2 回（2023 年 11 月及び 2024 年 1 月）実施した。各入試における入学者選抜の方法、手続及び基準は、つぎのとおりである。

（ア）入試区分：一般入試、入試名称：第 1 期（2023 年 7 月実施）、第 2 期（2023 年 8 月実施）、第 3 期（2023 年 10 月実施）、第 4 期（2023 年 11 月実施）、第 5 期（2024 年 1 月実施）

（1）法学既修者試験 A 方式

試験 5 科目（論文式 3 科目：憲法・民法・刑法（各 100 点）、短答式 2 科目：民事訴訟法・刑事訴訟法（各 50 点）の成績（合計 400 点）と書類審査を合わせて総合的に評価、合否判定をする。

（2）法学既修者試験 B 方式

試験 5 科目（論文式 5 科目：憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法（憲法・民法・

刑法は各 100 点、民事訴訟法・刑事訴訟法は各 50 点) の成績 (合計 400 点) と書類審査を合わせて総合的に評価、合否判定をする。

(3) 法学未修者試験 C 方式

小論文 (300 点) と面接 (100 点) の成績 (合計 400 点) と書類審査を合わせて総合的に評価、合否判定をする。

(イ) 入試区分：特別入試、入試名称：5 年一貫型入試 (2023 年 8 月実施)

面接 (100 点) 及び書類審査 (出願書類の志願理由書 20 点、「法曹コースを修了見込み」かつ「法曹コースとして現に在籍している学部を早期卒業見込み」の者に 80 点を加点、3 年次春学期までの全科目の成績を 800 点満点で評価、小計 900 点) (合計 1000 点) を合わせて総合的に評価、合否判定をする。

(ウ) 入試区分：特別入試、入試名称：開放型入試 (2023 年 11 月及び 2024 年 1 月実施)

試験 3 科目 (論文式 3 科目：憲法・民法・刑法 (各 100 点、小計 300 点) の成績、面接 (100 点) 及び書類審査 (出願書類の志願理由書 20 点、「法曹コースを修了見込み」かつ「法曹コースとして現に在籍している学部を早期卒業見込み」の者に 80 点を加点、法曹コース科目のうち、民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の成績を 100 点満点で評価、小計 200 点) (合計 600 点) を合わせて総合的に評価、合否判定をする。

ウ 選抜基準の明確化など、入学者選抜の公正性を確保するための仕組み

一般入試と特別入試 (5 年一貫型入試と開放型入試) の区別は、募集する学生の区別によるものであり、それに応じて、選抜方法及び基準を異にしている。

(ア) 一般入試

一般入試 (第 1 期～第 5 期) については、各期で選抜方法及び基準は同じである。同一基準の厳格な運用の中で、入学者の質および数を確保するため、複数回実施している。

上記イのとおり、法学未修者入試と法学既修者入試を区別し、別々に実施しているが、これらは、入学者の選抜方法も選抜基準も全く異なる相互に独立した入学者選抜である。法学未修者入試においては、小論文と面接の成績等を総合的に評価し、合否判定をしており、法学の知識の有無が分かる資料によって合否判定をしていない。

第 1 期～第 5 期の各期で、法学未修者入試 (C 方式) と法学既修者入試 (A 方式または B 方式) との併願を認めている。ただし、各期で、A 方式 (両訴法が短答式) と B 方式 (両訴法が論文式) との併願は認めていない。また、一般入試と特別入試とは、その目的、ならびに選抜方法及び基準が異なることから、同日実施の一般入試 (第 3 期入試) と特別入試 (開放型入試) との併願は認めていない。

飛び入学者については、入試要項によって、大学卒業の資格がないことについて注意喚起をするとともに、合格後も面談により、さらなる注意喚起をしている。

第 3 回目の認証評価結果 (2017 年) において、受験生には本学法学部出身者もおり、法学既修者試験の出題にあたっては入試問題が本学法学部の定期試験と重なることがないか、組織的なチェック及び検討の体制がないので、体制の整備が望まれると指摘されていた。これに対して、改善報告書 (2020

年)において、本学法学部で本法科大学院の入試科目に関する授業を担当している本法科大学院専任教員に対し、定期試験の出題内容を入試委員長に報告する旨の申合せを2018年度第7回教授会で決定し、これに基づき、入試委員長が定期試験の出題内容の報告を受け、入試委員長の下で、入試問題と、定期試験の出題内容との間に重複がないことをチェックする体制を整備し、2019年度入試(2018年度実施)、2020年度入試(2019年度実施)および2021年度入試(2020年度実施)において、以上のチェックを実施したことを報告している。さらに、2022年度入試(2021年度実施)から、以上のチェック体制を以下のように改善している。すなわち、入試委員長が昨年度(たとえば2020年度)の定期試験の出題内容の報告を受け、それを本年度(たとえば2021年度実施(2022年度入試))の出題委員に開示し、出題委員からその定期試験の出題内容と重複する出題をしない旨の誓約をとったうえで、本年度の入試問題を作成していただく、という体制に改善している。

(イ) 特別入試

上記イ(イ)(ウ)および下記の評価の視点2-17ア、2-18ア(ウ)(エ)のとおりである。

2-15 定員管理及び適切な受け入れに向けた措置

ア 定員管理を行うための仕組み・体制

入試委員会において、年5回の入試が行われている間(7月初~1月末)、法科大学院の志願者の全国的な激減の傾向、新型コロナウイルス禍における志願者の動向、すでに入学した学生の学力調査等を踏まえ、入学者選抜における2倍以上の競争倍率を確保しつつ、入学定員充足率も達成することができるように、そして、年度によってこれらなるべくバラツキがないように、予測に基づき可否判定をしている。

イ 入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率、競争倍率の把握、分析
 入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率等は、以下のとおりである。

年度	2019	2020	2021	2022	2023
入学定員に対する入学者数比率	90.00%	93.33%	96.67%	93.33%	120.00%
収容定員に対する在籍学生数比率	88.57%	92.86%	92.86%	100.00%	117.14%
入学志願者数(受験者数)	118名	125名	113名	147名	199名
合格者数	56名	58名	56名	64名	65名

ウ 上記のデータに基づく定員管理の適切性

入学者選抜における競争倍率については、過去3年間、2倍以上を達成している。法学未修者入試においては、過去3年間、2倍以上を達成している。法学既修者入試においては、2020年度入試(2019年度実施)、2022年度入試(2021年度実施)から3カ年続けて(2024年度入試・2023年度実施分まで)、2倍以上を達成している。

入学定員に対する入学者比率と収容定員に対する在籍学生比率については、過去3年間、ほぼ充足している。

法学未修者入試については、過去3年間、2倍以上の競争倍率を十分確保しており、入学定員に対

する入学者数比率もほぼ達成していることから、入学者の数だけでなく質も確保することができている。

法学既修者入試については、2020年度入試（2019年度実施）においては、2倍以上の競争倍率を確保することができたが、入学定員に対する入学者数比率を達成することができなかった。広く受験者を募ることができたが、入学にまで結び付けられなかったと評価することができる。入学予定者に対する入学前の学習をサポートするプログラムを実施しているが、そのさらなる充実を図る必要が認められる。逆に、2021年度入試（2020年度実施）においては、2倍以上の競争倍率を確保することができなかったが、入学定員に対する入学者数比率を達成することができた。コロナ禍における入試という側面はあったにせよ、また、オンデマンドの入試説明のYouTube動画を作成し、さらに、Zoomによる進学相談会兼入試説明会を開催したが、今後は、オンラインおよび対面の両面で、広く受験者を募る工夫の必要が認められる。

2022年度入試（2021年度実施）においては、2倍以上の競争倍率を確保することができ、入学定員に対する入学者比率は93.33%であった。

2023年度入試（2022年度実施）においては、2022年度入試同様、2倍以上の競争倍率を確保した。5年一貫型入試により6名の入学者があり、入学定員に対する入学者比率は120.00%となった。

なお、競争倍率と入学定員に対する入学者数比率を教授会等において報告することにより、教員に対し、新入生の入試における学力などの状況を周知するようにしている。

入学者の多様性の確保

2-16 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮

ア 「社会人」「実務等経験者」を受け入れるための配慮・工夫

本法科大学院は、「社会人」「実務等経験者」を受け入れるための配慮・工夫として、法学未修者入試および法学既修者入試では、「社会人」「実務等経験者」であることを示す書類、及び国家資格等を有する者については、その資格保有を示す証明書に基づき、書類審査において格別に考慮している。法学未修者入試では、面接においても格別に考慮している。

イ 「社会人」「実務等経験者」の定義の明確化

「社会人」については、学籍と重複していない就業期間（＝実務等経験期間）の通算が1年以上の者としている。

ウ 「社会人」「実務等経験者」の入学者選抜方法、及び入学者選抜に係る評価方法

「社会人」については、これまでの職業経験（職種や就業期間）を示す書面に基づき、書類審査において、所定の基準に従い、加点している。

国家資格等を有する者については、その資格保有を示す証明書に基づき、書類審査において、所定の基準に従い、加点している。

適正、能力等の評価及び判定

2-17 入学者の適性・能力等の客観的評価

ア 入学試験の内容（入学者の適性、能力等を評価するための方法）

本法科大学院は、評価の視点 2-14、2-15 のとおり、一般入試と特別入試を実施し、一般入試として、法学未修者入試と法学既修者入試とを区別して実施している。

法学未修者入試においては、①小論文（300点）、②面接（100点）、③書類審査を合わせて総合的に評価、合否判定をしている。

法学既修者入試においては、①憲法、民法、刑法につき「論文式」の出題とし（各100点）、民事訴訟法、刑事訴訟法につき「短答式及び記述式」（A方式）または「論文式」（B方式）の出題とし（各50点）、②書類審査を合わせて総合的に評価、合否判定をしている。なお、2023年度入試（2022年度中に実施）までの既修者入試A方式に関しては、民事訴訟法、刑事訴訟法については「短答式」のみの出題であった。これに対し第4回目の認証評価結果（2022年）において、法学既修者入試A方式の民事訴訟法、刑事訴訟法については論文式の出題をしておらず、これらの科目についての志願者の論述能力の有無を判断するには不十分であるため、改善を要するとの指摘を受けたことを踏まえ、入試委員会及び教授会で協議・検討し、2024年度入試（2023年度中に実施）の既修者入試A方式からは、民事訴訟法、刑事訴訟法については、短答式だけでなく、150字程度の記述式問題を含める出題形式とした。

特別入試（5年一貫型入試）においては、法政大学法学部法曹コース修了（見込みも含む。）によって学力は担保されているため、成績証明書等によって学力を評価し、合わせて、法曹としての適性、能力を備えているかを、面接および書類審査によって判断し、これらを総合的に評価し、合否判定をしている。

特別入試（開放型入試）においては、憲法、民法、刑法につき「論文式」の出題とし、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、商法につき成績証明書等により学力を評価し、合わせて、法曹としての適性、能力を備えているかを、面接および書類審査によって判断し、これらを総合的に評価し、合否判定をしている。

イ 適切な水準の学生の受け入れ

法学未修者入試の小論文については、下記ウのとおりである。

法学既修者入試の試験5科目については、原則として、1科目でも、各科目の平均点の2分の1未満の点数の者に対し不合格とすることによって、適切な水準の学生を受け入れるようにしている。ただし、学部の成績を考慮する等して、例外的な扱いも認めている。

ウ 法学未修者に対する入学者選抜方法の工夫、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」の遵守

法学未修者入試においては、上記アのとおり、①小論文（300点）、②面接（100点）、③書類審査を合わせて総合的に評価、合否判定をしている。

①小論文に関しては、読解力だけでなく、問題分析および解決能力を判定するため、2題（100点×2名+50点×2名=計300点）、80分で出題し、合わせて1500字程度の記述を求めている。2題、それぞれ1名による出題、それぞれ2名による採点によって、出題の多様性を確保するとともに、採点に偏りを減らすようにし、様々な方法や観点による入学者選抜になるよう工夫している。

②面接に関しては、1名の受験者に対し、2名の面接委員を配し（同時に書類審査委員を兼務する。授業担当科目が異なる者を組み合わせている。）、様々な角度から質問ができる体制を整え、人物審査及び能力審査を行っている。人物審査においては、第1に、法曹を志望する理由および大学院修了後

の希望、第2に、大学での講義、演習の学習状況とともに、課外活動についても質問し、法曹としての適性を有するか否かを判定している。能力審査においては、人物審査で得られた情報をもとに質疑応答することによって、面接委員の問いかけを理解する能力、それに応答する能力、問題を分析し解決する能力などを点数化して評価し、合わせて、学習意欲、学習能力などを点数化して評価している。なお、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」では、面接においても、能力審査として、長文読解の要素を含めて読解力を判定することが考えられると指摘されている。面接で長文読解の能力をはかることが十分にできないおそれもあることから、本法科大学院は、①の小論文を2題出し、とくに50点(×2名)の配点の小論文のほうに、長文読解能力を判定するための補足的な役割も担わせている。

③書類審査に関しては、学歴(成績を含む)、職歴(国家資格等を含む)、志願理由等によって、実績等審査を行い、人物審査の一助とし、受験生の資質を評価している。また、志願理由として、第1に、法曹を志望する理由および大学院修了後の希望、第2に、法政大学大学院法務研究科を志望する理由、第3に、資格、社会的活動、職歴、特別な活動記録、語学等に関する自己アピール、第4に、その他(各300字、計1200字)を記入させ、その記述から、実績等審査を行い、能力審査の一助としている。審査方法は、2名の審査委員により点数化し評価している。上記②のとおり、面接委員は書類審査委員を兼務しており、志願理由を含む提出書類の内容について面接でも質疑応答をし、能力審査、人物審査をして、受験生の資質を評価するよう努めている。

2-18 法学既修者の認定

ア 法学既修者の認定基準及び課程修了の要件、公表方法

(ア) 本法科大学院の法学既修者は、本法科大学院の1年次配当の法律基本科目群の必修科目の履修のすべてが免除される場所、それらの必修科目は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目である。そこで、本法科大学院は、法学既修者認定を適正に行うため、法学既修者入試の試験科目は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目としている。このように、本法科大学院は、法学既修者入試により法学既修者認定を行っており、国家資格や検定試験等の成績のみによる法学既修者認定又は一部科目の単位免除を行っていない。

(イ) 法学既修者入試の試験5科目のうち、憲法、民法、刑法の3科目については、A方式でもB方式でも「論文式」の出題とし、民事訴訟法、刑事訴訟法の2科目については、A方式では2-17アに記載したとおり、2024年度入試(2023年度中に実施)からは「短答式及び記述式」の出題とし、B方式では「論文式」の出題とし、法学既修者認定を適切に実施している。

上記5科目のうち、憲法、民法、刑法の3科目については、各100点を配点し、民事訴訟法、刑事訴訟法の2科目については、A方式でもB方式でも、各50点を配点している。各試験科目につき最低基準点を設定することはしていないが、原則として、各科目の平均点の2分の1未満の点数の者に対し合格とせず、したがって、法学既修者認定を行わないこととしている。

上記の配点については、入試要項に明示しており、上記の各科目の平均点の2分の1未満の点数の者に対し法学既修者認定を行わない旨は、入試要項において「既修者試験は、入学者選抜試験であると同時に、1年次配当の所定の法律基本科目群(基礎科目)の必修科目の履修を一括免除するための既修者判定試験であるため、1科目でも成績が極端に低い場合には、既修者と認められず、不合格となります。」と明記している。

なお、法情報調査については、法学既修者認定試験による履修免除判定を実施せず、入学年度の春学期に必修科目として履修させている。

(ウ) 特別入試（5年一貫型入試）においては、法政大学法学部における憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の履修状況を成績証明書等によってチェックし、法学既修者認定を適切に実施している。

(エ) 特別入試（開放型入試）においては、憲法、民法、刑法について「論文式」の出題をするとともに、各大学法学部法曹コースにおいて民事訴訟法、刑事訴訟法の授業の内容が本法科大学院の1年次配当の民事訴訟法、刑事訴訟法の内容をカバーしているかをシラバスによってチェックし、また、各大学法学部法曹コースにおける民事訴訟法、刑事訴訟法の履修状況を成績証明書等によってチェックし、法学既修者認定を適切に実施している。

学生支援

2-19 多様な学生が学習を行うための支援体制の整備

まず、学生の健康管理について、本法科大学院は、毎年4月上旬に学生の健康診断を実施している。これは任意受診であるが、ガイダンス時に全学生に対し、必ず受診するよう指導している。法政大学として学内に診療所を設置しており、学生は、風邪その他軽度の体調不良について、日曜と授業の無い祭日を除き毎日9時から18時までの間（土曜日は12時まで）、いつでも受診・治療が可能である。また、学業はもちろん友人関係や対人関係の悩み、生活上の悩み等、学生が直面するさまざまな問題について、個人的に相談ができるよう、学内に心理カウンセラーを配置した「学生相談室」も設置され、日曜祭日を除き毎日相談を受け付けており、法科大学院の学生も利用することができる。本法科大学院としても、独自に「クラス担任制度」を設けており、学生はクラス担任である専任教員に、学生生活全般の問題について常時相談できる体制を整えている。

次に、各種ハラスメントについて、法政大学は、全学において「ハラスメント防止」を宣言し、各種ハラスメントに対応する「ハラスメント相談室」を設置している。また、「ハラスメント防止・対策規程」を定め、その内容をわかりやすく構成員に伝えるために「ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」を制定し、大学のホームページで公表している。学生への周知として、ハラスメント防止のためにポスターを各所に掲示し、リーフレットやガイドブックを毎年学生に配布するほか、法科大学院棟の各種お知らせコーナーにも常備して啓発に努めている。

次に、学生への経済的支援となる奨学金制度については、日本学生支援機構の奨学金のほか、①本法科大学院独自の奨学金（「入学時特別奨学金」、「成績優秀者奨学金」及び「特別奨学金」の3種類）と、②法政大学全体で運営する奨学金（「法政大学専門職学位課程奨学金」と「法政大学創立100周年記念専門職学位課程特別奨学金」の2種類）を設けている。

本法科大学院独自の奨学金であるが、2011年度から、大幅に拡大・充実している。すなわち、2011年度から、「入学時特別奨学金」は、入学時の成績優秀者に対し授業料相当額（108万円）あるいは授業料の半額相当額（54万円）を給付するものである。給付対象者はそれぞれ若干名（10名以内を目安とする）である。「成績優秀者奨学金」は、在学中の成績優秀者に対し、年額108万円をあるいは年額50万円を給付するものである。給付対象者はそれぞれ若干名（10名以内を目安とする）となっている。また、「特別奨学金」は、入学試験の成績上位者について、月額5万円を給付するものである。給付対象者は若干名となっている。法政大学全体で運営する奨学金であるが、「法政大学専門職学位課

程奨学金」と「法政大学100周年記念大学院専門職学位課程奨学金」は、前者が給付年額20万円、後者が給付年額30万円となっている。なお、本法科大学院独自の奨学金及び法政大学全体で運営する奨学金は、いずれも給付型奨学金であり、返還不要である。

ちなみに、本法科大学院の学生全員は、不慮の事故に備えて「学生教育研究災害傷害保険」及び「法科大学院生教育研究賠償責任保険」に加入しており、大学施設内や通学中に学生自身が事故に遭った場合や、学生が教育研究活動中に不慮の事故によって他人を傷つけたり他人の物を壊した場合に保険金が支払われる。このように、不慮の事故によって学生が経済的に困窮することがないように配慮している。

社会人への支援について、本法科大学院は、社会人の受験を容易にするため、年5回実施する入試の内の4回を日曜日に実施している。また、入学後も、社会人として抱いた疑問を法的観点から追求するために重要と考えられる科目を、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群などに数多く用意している。

留学生への支援については、法政大学として、大学院生に対して授業料の20%を減免する制度を設けている。

最後に、障がいのある者への支援について、法政大学は、全学として、障がい学生支援室を設けており、障がいのある学生も他の学生と同じレベルで学習できるようサポートスタッフを用意している。サポートスタッフにはノートテイク講座などを受講させ、サポートの充実に努めている。本法科大学院では、障がいのある者等を受け入れるため、館内全所の点字シール・点字ブロックの設置、専用駐車場の確保、エレベーター及びスロープの設置等、受け入れに万全を期している。

2-20 予習・復習に係る相談・支援や正課外での学習支援

(1) アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による予習・復習等に係る相談・支援を行っていること。

本法科大学院においては、修了生弁護士による「特任講師」制度が存在している。特任講師は、教員の授業準備をサポートするだけでなく、アカデミック・アドバイザー的な立場からきめ細かな問題について学生の学習相談に応えるものであり、これによって学習支援は充分に行われている。特任講師は、専任教員又は非常勤講師とは別に、学生の質問、レポートの添削、授業内容の確認等を行い、さらに、日常的な学生からの学習相談等にも応じている。

特任講師の勤務体制としては、毎週のように授業に参加するケースもあれば、弁護士業務の合間をぬって、月1回程度出校して、提出されたレポートについての講評やアドバイス等の教育指導にあたるケースもある。2021年度における特任講師の人数は、春学期5名、秋学期4名である。

さらに、法政大学法科大学院同窓会の協力を得て、同窓会が実施主体となって、学生及び修了生向けの「アドバイザー制度」及び「知恵袋ML（メーリングリスト）」の制度を設けている。いずれも学生及び修了生から質問を受け付け、予習・復習等の学習相談や司法試験受験に向けた学習面の相談や、さらには生活上の不安等に関する助言などを行うものである。ちなみに前者は特定のアドバイザーが相談に当たるが、後者は同窓会の会員となっている本法科大学院の複数のOG・OB弁護士によって構成されるML（メーリングリスト）に相談希望の、学生及び修了生が自由に投稿するというものである。

なお、第4期認証評価結果（2022年）において、特任講師の役割を明確にし受験技術指導に偏向し

ないよう、専任教員等がその指導方法について指示監督する体制を整備することが望まれるとの指摘を受けたことを踏まえ、特任講師利用申請書を改訂し、特任教員を利用する教員に対して、毎授業ごとにどのような役割をさせるのかを記入させるようにした。また、特任講師規程を2023年度中に改正し、「司法試験の受験技術指導に偏向してはならない。」との条項を新たに規定した。

(2) 正課外の学習支援については法科大学院制度の理念に沿って過度に司法試験受験対策に偏していないこと。

正課外の学習支援は、教員によるオフィスアワーや特任講師による指導であり、試験での解答の作成方法に傾斜した受験技術的教育や理解を伴わない機械的暗記とその反復練習といった過度に司法試験受験対策に偏重した指導は行っていない。

2-21 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等

成績不振な学生については、春学期及び秋学期の終了後に年2回実施している教育方法検討会において各教員から報告がなされ、教員間で情報を共有するとともに、学力不振の原因を検討し、その対応に努めている。特に、留年者に対しては、年度初め(4月)に教務委員長が個別に面談をしている。当該面談の結果は、個人情報保護に留意しつつ、教授会で報告され、留年者の情報(学習・健康・家庭・経済的な状況等)が共有される。

1年生に関しては、学生毎に個別の「学修カルテ」を作成し、授業を担当した教員が学習状況等を記載している。これによって、学修に問題がある学生の早期発見に努めている。

休学及び退学の希望者については、申し出段階でその理由を願い文書に記載させることとなっている。そのうえで、教務委員長が個別に面談して休学・退学理由の事情を聴き取り、適切な指導を行っている。学生の在籍状況については個人情報保護に留意し、教授会で定期的に報告され、全ての教員が休学者・退学者の氏名、状況、理由等を把握できるようにしている。

2-22 学生が自主的に学習できるスペースの整備

本法科大学院は、院生研究室に収容定員70名(2021年度)に対して十分な250席を用意し、在学生の全員に対してそれぞれが占有できるキャレル(自習席)を用意している。このため、学生が座席の奪い合い等の心配をすることなく、コロナ禍においても距離をとって安心して勉学に打ち込める環境となっている。院生研究室は法科大学院棟内に存在し、教室への移動や図書室の利用についても、格段の利便性を有する。

キャレル(自習席)の書棚や引出しには鍵を装備し、学習に欠かせない書籍や資料を収納できるようにし、さらに、学習に大量の書物を使用する学生の利便性を考慮して、全員に大型ロッカーも提供している。

固定方式のキャレル(自習席)は、毎年、業者による大掃除を実施し、抽選により席替えを行っている。座席の配置についても、学年ごとに異なる開講科目にあわせ、授業の関係で出入りの激しくなる学年と授業数の少なくなる最上級学年でエリアを分け、出入りに伴う騒音にも一定の配慮を加味して運用をしている。

院生研究室フロアには一時休息できる場として「リフレッシュルーム」を設け、そこにプリンター数台とスキャナーを常設している。それによってレポート印刷等若干の音の出る作業もキャレル(自

習席)の近くで行えるよう配慮している。さらに、1Fには自動販売機や電子レンジ等を備えた「学生談話室」を設置しており、多くの学生によって食事休憩等に活用されている。これらの設備により、学生が勉学に集中し、一日の大半を快適に過ごせる十分なスペースが確保されている。

院生研究室の利用時間は、毎日8時30分から23時までである。

安全管理の面については、法科大学院棟は法科大学院生以外の学生は入館ができないよう、学生証による入館チェック(カードキー・システム)がなされており、守衛が常駐することでセキュリティには万全を期している。

なお、本法科大学院は、修了生を支援する制度として、「法科大学院棟自習席特別利用制度」及び「法務専修生制度」を設けている。「法科大学院棟自習席特別利用制度」は、3月の修了後から5月の司法試験受験までの間、修了生に本法科大学院施設等の利用を許可する制度である。「法務専修生制度」は、修了後2年目以降の司法試験受験のため、勉学の継続を希望する修了生に対して、学習環境と支援を提供するものである。これらの制度の下、許可された修了生は、院生研究室の専用のキャレル(自習席)、ロッカー、法科大学院図書室・法政大学図書館、大学ネットワーク、オンラインデータベース等を使用でき、在学時と同様の環境で自習できる。

2-23 図書の整備及び学生に配慮した利用環境

本法科大学院は、法科大学院棟の地下1階に法科大学院生専用の図書室を設け、本法科大学院の学生(在学生及び法務専修生)が必要なときに必要な書籍・資料を入手できるよう配慮している。

本法科大学院の図書室については、「図書委員会」が図書収集や運営方法等について審議し、必要な場合は教授会へ提案を行うとしている。図書室は、図書1万1397冊(雑誌168タイトル)を所蔵し、教科書、参考書類、逐次刊行物等、体系的に整備されている。なお、本法科大学院の学生は、法科大学院棟から至近の距離にある本大学図書館の利用も可能である。本大学図書館の蔵書数は、和・洋の各種資料を含めて約175万冊である。

他にも、本法科大学院は、「TKC法律情報データベース(ロー・ライブラリー)」、「第一法規法情報総合データベース(D1-LAW.COM)」、「LLI統合型法律情報システム」等の利用を学生に提供しており、学生は、インターネットを介して、最高裁判所判例解説、判例タイムズ、ジュリストといった主要な資料を容易に入手できる。

図書室の開館日に関しては、法科大学院棟の開館日に合わせており、土日祝祭日にかかわらず、年末年始を除き年間360日開館し、開館時間は毎日9時から22時までとしている。授業開始前の利用が可能であり、また、最終授業終了後も十分な利用時間が確保されている。夏期休暇中も図書室は開館されており、利用が可能となっている。

電子媒体等の整備に関しては、常設の情報検索用パソコンのほかに、図書室内の閲覧席には情報コンセントや無線LANが整備されており、学内LANを通して情報検索ができるようになっている。

2-24 情報インフラストラクチャーの整備

本法科大学院の施設は、独立棟として本法科大学院の教職員と学生(在学生及び法務専修生)のみが専用使用しており、関係者以外がこの建物を利用することはない。したがって、複数学部・専攻による施設共用に伴い発生する様々な教室ブッキング、苦情等のトラブルは発生していない。

建物は通常の機械警備に加え、常時、守衛による警備・警戒監視も行っている。これにより、万一の

火災・地震等の発生の際に、機械警備だけではカバーしきれない様々な事態に対応可能となっている。このような保安体制を採用していたことよって2011年3月11日の震災の際も、学生の避難誘導、帰宅困難者への対応、施設点検等に関して、警備と教職員がスムーズに連携し、事なきを得るに至った。

建物内の教室設備としては、講義室3室(60名教室×2、150名教室×1)、演習室7室(30名教室×7、うちコの字型4教室)、小演習室(6F・3室)、法廷教室、多目的教室(円卓室)があり、加えて「図書室」(B1F)、院生研究室(4F)を設置している。

守衛による保安体制は、年末年始の休館日を除き、年中無休の体制とし、8時から23時まで守衛が常駐する。これによって、日曜祝祭日等、事務職員が出勤していない時間帯でも学生の安全確保をはかることができている。また、深夜時間帯は隣接する防災センターの全館警備システムにより警備されている。

各教室には教員・学生用のインターネット接続設備(有線・無線)の設置はもとより、PC動画像、各種AV資料の提示装置を常設している。このため、教員は、何時でもどの教室でも、機器を使用でき、法科大学院としての教育機能を完結的に果たせる。

また、本法科大学院の理念・目的のひとつである市民生活に密着した法律相談業務を担う市民法曹の養成に資するため、法科大学院内に「無料法律相談室」が設置されている。この法律相談は法科大学院棟1Fの無料法律相談室において実施され、学生は建物を移動することなく法律相談に立ち会えるようになっている。なお、コロナウイルス感染が危惧されるようになった2020年度からは、より広く、かつ、換気のよい3Fの教室等で法律相談を実施しているが、学生が本法科大学院棟内で相談に立ち会えるようになっている点に変更はない。

本法科大学院では学生の自学自習を支援する目的で、年末年始を除き、原則として毎日(土日祝祭日にかかわらず)、8時30分から23時まで法科大学院棟を開館しており、院生研究室や図書室の利用を可能としている。

ICT(情報通信技術)のインフラ整備に関しては、法政大学が設置する高速学内LAN及びインターネット回線を基盤として、教室及び院生研究室はいずれもインテリジェント化されている。学生には自分でノートパソコンを用意することを奨励しているが、パソコンを有さない学生に対しては図書室においてノートパソコンを一時的に貸し出し、学生は、授業時、自習時いずれにおいても、学内LANを通じて判例・法令データベース及びインターネットにアクセスすることができる。

また、インターネットを介した「学習支援システム」が全学的に整備されており、学生はインターネットを利用して教材のダウンロードやレポートの提出を行うことができる。2020年度からは全学でZoom、Webex、MS TeamsといったWeb会議システムを整備し、コロナ禍において対面授業からオンライン授業及びハイフレックス授業への移行がなされた。

ネットワーク設備のトラブルに関しては、全学の情報インフラを担当する「総合情報センター」が担当しており、その下部組織として、市ヶ谷地区のネットワークを担当する「市ヶ谷情報センター」が法科大学院棟に近接する「ボアソナードタワー」内に設置されている。ここでは学生からの技術的な質問対応、専門家によるキャンパス全体のネットワーク稼働状態の監視等、様々な利用者支援がなされている。

2-25 進路に関する相談・支援及び把握体制の整備

入学準備時のガイダンス段階から卒業後の司法試験合格段階まで、各種の機会に本法科大学院の実務

家教員や時には外部講師が、学生及び修了生が進路選択に関する一般的な情報を得られるようにしている。たとえば、クリニック授業の際やオフィスアワーの時間を利用して検事、裁判官、弁護士の各仕事の内容等を説明したり、法務枠を利用した中央官庁への公務員採用の選択肢があることを実際に公務員となった本学OB・OGに説明を依頼するなどして、学生の進路選択の一助となるようにしている。

この他、「修了生支援委員」による学生の進路選択に関わる個別相談体制を整備しているほか、司法試験に合格した本法科大学院修了生により組織される特任講師らが適宜学生の相談に応じることとしている。

本法科大学院は、修了生の進路の把握・分析に努めており、毎年度、短答式試験受験資格者である修了生（修了後5年以内の修了生）に対して進路確認を行っている。

また、司法試験に合格した修了生の法律事務所就職への採用の可能性を広げるため、毎年、「法政大学法曹会」と共催のうえ合格祝賀会を実施し、その際に多くの本学出身の弁護士等と面識を得ることができようとしている。さらには企業法務を担う人材を企業に積極的に紹介する機会を確保するようにしており、企業法務担当者の団体である経営法友会が適宜、実施する法科大学院生向けプログラムに積極的に学生を参加させるようにしている。さらには、KDDI(株)による企業法務部出張説明会も一義的には同社のエクスターンシッププログラムの案内ではあるが、このような説明会に参加することにより、企業法務を進路の一つとして考える学生が増加するなどの効果を生じさせている。この出張説明会は2009年度より毎年6月に実施している（2020年度はコロナ感染防止のためエクスターン・プログラム自体が中止となり、説明会も中止となった。2021年度の説明会はコロナ感染を考慮して説明会が中止となったが、KDDI担当者から説明の概要をメールで知らせていただき、KDDI担当者に代わって本法科大学院の研究科長が、希望者の学生に対してハイフレックスで説明を行った。）。2022年度以降はコロナ禍以前と同様にKDDI担当者が本法科大学院に来院のうえ希望学生に対する説明会を開催している。

本法科大学院へ直接に求人情報を提供してくる企業も漸次、増加しており、これまでも本法科大学院修了生が株式会社ゆうちょ銀行や一部上場企業などの多くの企業に就職している。一時はゆうちょ銀行を始めとする数社の企業が本法科大学院内において企業説明会を行っていたが、その後は学生数の減少やコロナウイルス感染問題があり、現在は書面等の送付による求人を中心となっている。

このように、本法科大学院は、従来型の法律事務所への就職だけではなく、法科大学院協会、企業とも連携して修了生の進路について充実かつ多様な選択肢を提供する努力をしており、本法科大学院の掲示板には、常時、法曹及びそれ以外の求人情報を学生向けに掲示している。また、法曹以外の進路を考えている学生は、至近の距離にある本大学市ヶ谷校舎内のキャリアセンターも利用できる。

[点検・評価（長所と問題点）]

教育課程の設計と授業科目

2-2 段階的かつ体系的な教育課程の編成

- (3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること（「専門院」第20条の3、「告示第53号」第5条第2項）。

上記のとおり、修了要件総単位数のうちに占める、修得すべき法律基本科目の単位数の比率は、2019年度入学生以降に適用されている教育課程においても、なお64.7%となっている。

法律実務に必要な能力を養う授業科目

2-5 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み

新入生に導入的な実務系科目を受講させ、「クリニック」や「エクスターンシップ」等の実習系科目の履修に誘導するという改善点は、一定の効果をあげていると思料している。とりわけ、無料法律相談への立会い学生数の増加は、コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、無料法律相談室の運営自体を一時、休止していたことがあり、そのような中で一定の立会い学生数の増加を見たことは評価しうる。一方で、無料法律相談室の運営は、相談希望者を一定数確保することによって成り立つものであるため、継続的に相談希望者を確保しなければならない点は今後も課題となる。

学習成果

2-11 成績不振の学生に対する措置

進級判定との関係での共通到達度確認試験の活用については、評価の視点4-6に記すとおり、教育課程連携協議会からも指摘を受けたところであり、さらなる検討の余地がある。

2-13 学生からの意見及び学習成果の検証に基づくFD活動

ア 組織的な教育課程・方法等の改善・向上の取り組み

本法科大学院では、FD委員会が組織的な教育課程・方法等の改善・向上を図っている。FD活動に関しては、評価の視点2-13 [現状の説明] において述べた通り、教員による「授業相互参観」と「教育方法検討会」を中心に、学生の学習成果の達成度を測るとともに、教育課程・方法等の改善・向上を図っている。

ただし、2021年3月の基準協会の「法科大学院の『改善報告書』に対する検討結果について」において、「当該法科大学院は問題点での指摘を真摯に受け止め、『授業参観』及び『教育方法検討会（旧教育方法懇談会）』等の趣旨や内容を当該法科大学院全体で共有するため、アンケート結果を新たに兼任・兼任教員にも送付するなど、FD活動の組織的な取り組みに向けて改善がみられる。」との評価を受けたものの、「上記検討会への教員の出席状況の把握・FD活動への積極的参加を促す取り組みは不十分であるため、たとえば、検討会欠席者に対して中間アンケートの分析結果等のみならず、検討会の議事録を送付するなどの取り組みによって、さらなる教員間の情報共有に努めることが望まれる」との指摘を受けた。

そこで、まず、この指摘については、「教育方法検討会」について、これまで各学期の授業期間に行ってきたが、外部教員については、本務校での授業や業務などがあり、授業期間中の「教育方法検討

会」への参加が難しい教員もいることから、外部教員の参加を促すために、開催時期および開催時刻を見直し、2021年度春学期の「教育方法検討会」は、授業期間終了後に開催した。また、2021年度秋学期からは、できる限り「教育方法検討会」への参加を促すべく、リマインドメールなどによる「教育方法検討会」への参加の声掛けを行っている。

なお、2021年度春学期の「教育方法検討会」において、オンライン授業に関して国立情報学研究所の教育機関DXシンポについて紹介され、視聴のうえ、意見・感想をもらうことにしたところ、本法科大学院の専任教員を含め、多くの外部教員の意見・感想の提出があった。

イ 学位授与方針に示した学習成果の検証、その結果の活用

教育課程・方法等の改善・向上を図るために、学生や修了生から意見を聴取することが重要である。そこで、本法科大学院では、評価の視点2-13〔現状の説明〕で述べたように、学生や修了生からの意見聴取のために、組織的な取り組みを行っている。

学習成果の検証は、教授会及び「教育方法検討会」で行っている。学習成果の検証の結果、直近3年間の本法科大学院の合格率は、全国平均の1/2を下回っており、その改善が要求される。

そこで、その改善策として、学位授与方針との関係で、3つの柱を立てて、下記〔将来の取り組み・まとめ〕記載の教育の機能強化の取り組みを進めている。

2-19 多様な学生が学習を行うための支援体制の整備

本法科大学院は少人数教育を行っていることから、教員・事務職員と学生の距離が非常に近い関係にあり、各種ハラスメントの問題、学修上の問題、その他対人関係や進路等の問題に対して、迅速な対応ができる体制を整えている。また、大学の診療所及び学生相談室と連携し、学生の心身の健康を維持するために必要な協力体制が、全学的に構築されている。このように、学生1人1人と向き合うきめ細かな対応が長所といえる。

経済的支援体制に関して、本法科大学院は、経済的な事情から学生が勉学に支障をきたさないよう各種奨学金を用意し、現在までに、多くの希望者に奨学金を貸与している。他にも、専用のキャレル（自習席）やロッカーの貸与、必要とする学生へのノートパソコンの貸出し、さらに、自主ゼミのための空き教室の開放、データベースに常時アクセスできる体制の確立、図書室専任職員の配置等、学生生活に十分な支援体制を整えおり、これらの経済的支援によって、学生が安心して学習に専念できる環境が高いレベルで提供・維持されている。この点が長所である。

2-22 学生が自主的に学習できるスペースの整備

本法科大学院は、少人数教育の観点から学生の学習環境を非常に重視しており、キャレル（自習席）・ロッカー・「リフレッシュルーム」・「学生談話室」等の設置、院生研究室・図書室の十分な利用時間の確保、大学院棟のセキュリティといった、学生が安心して快適に学習を継続できる環境を整備しており、この点が長所である。

2-23 図書の整備及び学生に配慮した利用環境

本法科大学院は、その図書室に多数の書籍・資料を所蔵し、さらに、インターネットを介してデジタル資料を容易に入手できる環境を備えている。学生は、本法科大学院の図書室に加えて、法科大学

院棟から至近の距離にある本大学図書館も利用できるため、学外の図書館等に頼ることなく研究に必要な全ての資料を容易に入手できる。この点が長所である。

蔵書数は、年々、充実している。この他にも初年度から電子データベース方式により、現行法規を始め、判例総合検索、最高裁判所判例解説、主要法律雑誌（「判例タイムズ」、「ジュリスト」、「判例百選」、「旬刊金融法務事情」、「金融・商事事例」、「労働判例」）を提供しているが、より一層の拡充を図るために、定期的な見直しが必要である。

2-24 情報インフラストラクチャーの整備

法科大学院棟は建物そのものが法科大学院専用の独立棟であり、食堂以外のほぼ全ての施設を有している。また、十分なインターネット環境を有している。極言すれば、学生は登下校以外、法科大学院棟より出ることなく過ごすことができる。また、本法科大学院の事務職員が建物の管理も担っているため、故障・不具合・破損・汚れへの対応が学内の他所と比較し速やかであり、事務職員、警備担当共に施設内の各状況を熟知しており、状況放置が生じない。このように、設備・施設面からみて、非常に快適な学習環境を完備しており、この点が長所である。

また、「学習支援システム」、Zoom、Webex、MS Teams といった Web 会議システム、ハイフレックス授業の設備を備え、コロナ禍の 2020 年度の 4 月から、実際にこれらを運用して質の高い授業を提供できたことで、今後、緊急を要する事態（災害など）が生じたとしても、対面授業に劣ることのないオンライン授業・ハイフレックス授業をいつでも提供できる点も長所と言える。

2-25 進路に関する相談・支援及び把握体制の整備

法政法曹会の協力を得て、学生と OB・OG 法曹の交流の場を作るなどして、就職支援を積極的に行っている。また、従来型の法律事務所への就職だけではなく、インハウスローヤーとしての採用の機会の充実を図るため、日本弁護士連合会や法科大学院協会と連携して、修了生の進路について充実かつ多様な選択肢を提供する努力をしている。この点が長所といえる。

[将来への取り組み・まとめ]

教育課程の設計と授業科目

2-2 段階的かつ体系的な教育課程の編成

(3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること（「専門院」第 20 条の 3、「告示第 53 号」第 5 条第 2 項）。

幅広い教養や国際的素養、及び法曹としての豊かな資質を育むため、法律基本科目とその他の科目バランスに一層配慮するよう努力したい。

法律実務に必要な能力を養う授業科目

2-5 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み

法律相談件数の増加を図り、安定的な法律相談会の実施を維持するために、より広報活動に努める。とりわけアフターコロナ時代などと言われる時代状況に鑑み、ICT（情報通信技術）を利用した無料法律相談のあり方なども検討していく。

学習成果

2-11 成績不振の学生に対する措置

1年次から2年次への進級判定に当たっての共通到達度確認試験の活用方法については、過去の実績をふまえ、議論を行っていく。

2-13 学生からの意見及び学習成果の検証に基づくFD活動

学習成果の検証の結果、直近3年間の本法科大学院の合格率は、全国平均の1/2を下回っている。そこで、その改善策として、学位授与方針との関係で、3つの柱を立てて、教育の機能強化に取り組みを進めている。

第1に、教育理念と目指すべき方向性を実現するための前提として、法曹への意欲と適性に富む人材の恒常的な確保に努めることである。その手段として、法学部との連携を一段と緊密にする。第2に、短答式試験通過率・司法試験合格率の向上のための「テーラーメイド教育」の実現である。1学年定員30人の小規模校の特性をこれまで以上に活かして、学生1人1人の習熟度と個別のニーズを日常的に把握し、各自に適したきめ細かな学修支援へとつなげる仕組みを構築する。第3に、社会的弱者への理解と共感能力を備えた法曹を養成するための「実務啓蒙教育」の展開である。ともすれば試験テクニックの修得のみに目が向きがちな法科大学院生に対して、法曹の魅力に目を向けさせ、社会的弱者を守る法曹の使命を再認識してもらうことはきわめて重要である。そのために、既存の実務教育に加えて独自の「実務啓蒙教育」を展開する。

これらの構想の具体化として、まず、本学法学部と「法曹養成連携協定」を締結し、本法学部入学から法科大学院修了までの教育課程の一貫化を進め、適性に富んだ人材の確保に取り組んでいる。また、「学習ポートフォリオ」、「学修カルテ」の作成、学修困難者向けの基礎演習系科目の開設、共通到達度確認試験準備の機会提供、「弁護士チューター」による個別学修相談を通して、未修教育の改善・強化に取り組んでいる。さらに、「現代法曹論」の開講を通じて、エクスターンシップの履修者及び無料法律相談への立会い学生の増加を図るとともに、法政大学研究大学院の連帯社会インスティテュートとの連携により、NPO、労働組合等の法制度と活動の実際について、法科大学院生が学ぶ機会を提供している。

2-19 多様な学生が学習を行うための支援体制の整備

現体制を今後も維持するとともに、関連部局とのより一層の連携強化を図り、学生をめぐる社会・経済情勢の変動に留意した機動的な対応を図っていく。

学生が経済的事情によって本法科大学院への進学及び学習継続に困難を感じることをないように、経済的支援を引き続き充実したものとしていく。この一貫として、奨学金制度を見直し、再構築していく所存である。

2-22 学生が自主的に学習できるスペースの整備

今後も現状を維持し、さらに、学生の意見を参考にしつつ、学修に余計な不安を抱くことのないような環境づくりに尽力する所存である。

2-23 図書の整備及び学生に配慮した利用環境

本法科大学院は、図書室の所蔵数を年々増加させており、これを継続する。

2-24 情報インフラストラクチャーの整備

設備・建物、インターネット環境、「学習支援システム」、オンライン授業のためのシステムを維持し、改善を図って行く。

2-25 進路に関する相談・支援及び把握体制の整備

今後も法政法曹会等の OB・OG 組織との継続的な協力体制を構築していく。また、従来からの企業法務部出張説明会の継続のほか、エスクターン支援・促進プログラム等を利用しながら、司法試験受験を希望しない学生や司法試験受験を断念した修了生の就職先の確保についても、より一層努力し、一般企業への就職、国家公務員 I 種の受験に関する情報提供等を学生に対して積極的に行う所存である。

3 教員・教員組織

[現状の説明]

教員組織の編成方針

3-1 教員組織の編制方針及び全体的な設計の明確化

学生定員を限定しながらも一定数の教員を確保し充実した少人数教育を行うことを重視のうえ、明治期の青年実務法曹が本学を設立したという建学の精神に則り実務家教員の配置についても充実させるという編成方針を有している。そのため、専門院上、満たすべき最低教員定員数は12名であるところ、現在、17名の教員定員を有し、公法系、刑事系、民事系、それぞれの分野に関して、専門院5条1号ないし3号に該当する教員を配置している。そのため、2年次、3年次の必修科目については4クラス体制を基本的に維持しており、1クラスあたり数名という少人数教育を実現している。また、選択科目についてはバラエティ豊かな科目を用意しており、これらの科目は必修科目よりさらに少ない人数での授業実施を可能としている。

実務家教員については全教員のうち3割に相当する5名が配置されており、元判事1名のほか、現職の弁護士4名が在籍する。これにより、充実した臨床系科目を開設している。

研究者教員については、基本的に一定期間の教育経験及び豊富な研究実績を有するものの採用を重視しており、既に他の法科大学院において一定の業績を有する教員の採用を優先している。2016年度以降、4名の新規研究者教員を採用したが、うち3名はいずれも他の法科大学院において豊富な教育実績を有していた方である。なお、残り1名は本法科大学院の将来を考え、本学出身の若手研究者を新規採用したものである。

実務家教員においても実務経験年数のみではなく、司法研修所教官経験者等の実績を重視した採用を行なっている。2016年度以降、4名の新規実務家教員を採用したが、うち3名が司法研修所教官経験者である。

これらの実績、経験のある研究者教員及び実務家教員の存在によって理論と実務の架橋となるような教育を行うことを可能としている。

なお、教員の男女比率については現在、女性教員は1名であり、残りは男性教員である。

また、専任教員が全て責任感を強く持って教育及び法科大学院の運営にあたるという観点を徹底するために、本法科大学院においては、2017年度にみなし専任教員1名が退職したのを機に、みなし専任教員の採用を取り止めている。

専任教員の構成

3-2 多様性を考慮した専任教員の構成

2023年度における本法科大学院の専任教員は17名であり、男性16名、女性1名であり、女性教員の比率が低い状況にある。

専任教員の年齢構成（2024年2月1日現在）は、59歳までの者が4名、60歳以上の者が13名となっている。直ちに教育研究の水準の維持・向上に支障を来す状況にはないが、年齢構成に偏りがみられる。

今後、専任教員を新たに採用するにあたっては多様性ある人材の確保の観点をより重視し、人選に努力していく所存である。

教員の募集・任免・昇格

3-3 教員の募集・任免・昇格

本法科大学院は、専任教員の新規採用の基準について、「法政大学大学院法務研究科専任教員採用基準内規」、「法務研究科教授・准教授資格内規」、「法務研究科専任講師資格内規」、「教員資格についてのガイドライン」を定め、専任教員の候補者の選定を行う人事委員会について、「法務研究科人事委員会構成・運営細則」を定めている。また、兼任教授の採用については、「法政大学大学院法務研究科兼任教授規程」を定めている。

これらの内規・ガイドライン・細則・規程に基づき、専任教員の新規採用については、「教授会」がその必要を認めるときに「人事委員会」を設置し、同委員会の適格審査結果に基づいて候補者を選定し、「教授会」で決議（3分の2以上の賛成多数で可決）するという手順で行っている。兼任教授の採用については、適宜の「教務委員会」における適格審査に基づいて候補者を選定した後、「教授会」で承認するという手順で行っている。いずれも公正な手続きに則り、慎重に新規採用を決定している。

教員の資質向上等

3-4 専任教員の資質向上のための組織的な取組み

本法科大学院では、専任教員の資質向上を図るために、専任教員を対象に職員研修（SD活動）を設けている。2021年度においては、個人研究費の使用に関する研修を行った。なお、個人研究費の使用方法に関する研修は、本来、FD活動に属するものであるが、今回の個人研究費の使用方法に関する研修は、2021年度より法政大学全体で個人研究費の使用方法が変更され、その結果、従来とその申請手続きが改められたことに伴う申請手続きを中心とした研修であり、法政大学全体としてSD活動として行うことが確認されている。

このほか、大学内外で開催されている研修の機会を活用し、資質向上を図っている。「法学未修者教育に関するシンポジウム」（日弁連主催・法科大学院協会共催、2021年6月19日開催）、「感染リスク下での対面授業運営の課題・対処方法を情報共有する教員ミーティング」（法政大学主催、2021年7月10日）、「未修者教育FDセミナー」（法科大学院協会主催、2021年10月13日開催）などに参加している。また、研修への参加については、自己の法科大学院における教育方法を報告し、それに対する外部の意見をとりいれ教育に活かすことも行っている（『請求権から考える民法』について）日弁連法科大学院センター主催、2021年10月7日開催）。さらに、法科大学院協会、文部科学省中央教育審議会法科大学院等特別分科会などの会議にも積極的に参加し、その結果を教授会において報告し専任教員で共有している。2020年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、全学的に対面授業からオンライン授業にシフトしたことに備えて、Skypeの使用方法について、専任教員を対象に研修を行った。

なお、2021年度春学期の「教育方法検討会」において、オンライン授業に関して国立情報学研究所の教育機関DXシンポについて紹介され、視聴のうえ、意見・感想をもらうことにしたところ、本法科大学院の専任教員を含め、多くの外部教員の参加があった。

また、専任教員の職能に関する理解を向上するために、法政大学では「法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン」に基づき、全教員にCITI Japan 研究倫理プログラムの受講が義務づけられている。

さらに、新任教員については、新任教員の教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関す

る理解の向上を図るために、大学全体として新任教員研修を受けることが義務づけられている。

3-5 専任教員の活動を評価する仕組み

ア 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等に関する情報の収集・公表

(ア) 教育活動の評価

専任教員の教育活動については、まず、専任教員の教育活動を活性化し、かつ、その活性度を評価できるようにするために、本法科大学院では、FD活動の一環として、春学期と秋学期に各1回、①教員による「授業相互参観」、②「教育方法検討会」を積極的に実施するとともに、大学全体のFD活動としての③学生による「授業改善アンケート」を実施している。このほか、各教員の作成した授業レジュメ等について、すべて科目ごとにファイルを作成して教員控室に備え置き、他の教員の閲覧に供している。

教員による「授業相互参観」においては、参観した教員は、あらかじめシラバスの「授業の概要および目的」、「到達目標」、「授業計画」に明記されている授業内容に従って授業が行われているかなどを確認する。参観した教員には当該授業について、授業参観の感想の提出を義務づけており、この意見は、「教授会」および「教育方法検討会」において、全教員で確認し、意見交換を行っている。

「教育方法検討会」では、評価の視点2-13で触れたように、「授業相互参観」の結果などを踏まえ、教育の内容・方法について意見交換を行っている。ここで出された意見のうち、本法科大学院全体として改善が必要であると考えられるものについては、その後、関係委員会等で検討される。2020年度春学期・秋学期の「教育方法検討会」では、ビデオ配信システムを用いた授業方法について意見交換がされ、その成果として、2021年度春学期の「授業相互参観」において、カメラの使用方法に工夫が見られるとの意見が出されている。また、2021年度春学期の「教育方法検討会」では、反転授業による授業が高く評価され、それについて意見交換がおこなわれ、その成果として、秋学期の授業から反転授業を導入した授業がある。

「授業改善アンケート」では、あらかじめシラバスの「授業の概要および目的」、「到達目標」、「授業計画」に明記されている授業内容に従って授業がなされているか、あるいは、学生の具体的な授業評価を個々のアンケート項目から知ることができる。これによって、各教員は、自己の担当授業における学生の評価を認識し問題点を把握することができ、教育の内容・方法の改善・向上につなげることができる。また、各教員は、「授業改善アンケート」の結果をいつでも確認することができる。

(イ) 研究活動の評価

専任教員の研究活動の評価については、本法科大学院では、専任教員の研究活動を活性化し、その研究能力に関する資質の向上を図るとともにその活性度を評価できるようにするため、研究活動を発表する場としての『法政大学法科大学院紀要』を年1回発行している。また、本法科大学院の専任教員は、法政大学法学部が発行している『法学志林』にも研究成果を発表することができる。こうした専任の研究活動については、各教員からの報告や「学術研究データベース」を通じて情報を収集し、「講義ガイド」、本法科大学院の「ホームページ」、「本法科大学院パンフレット」においても、各専任教員の履歴や最新の研究テーマとともに随時公表している。

(ウ) 組織運営の評価

専任教員の組織運営の評価については、法科大学院内の各種委員に異動がある場合には、異動部分

に限らず、全体の委員名簿を教授会の資料とし、各専任教員の貢献状況を教員全員で共有している。

(エ) 社会貢献等の評価

社会貢献等の評価については、各教員からの報告や「学術研究データベース」を通じて情報を収集し、本法科大学院の「ホームページ」、「本法科大学院パンフレット」においても、随時公表している。

イ 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等を評価する仕組み

本法科大学院では、専任教員の研究活動を活性化し、その研究能力に関する資質の向上を図るとともにその活性度を評価できるようにするため、研究活動を発表する場としての『法政大学法科大学院紀要』を年1回発行するほか、「本法科大学院のホームページ」、「パンフレット」において、各専任教員の履歴と最新の研究テーマ・研究業績等を随時公表している。2018年度からは、さらに、各専任教員から、「組織内運営等への貢献」「社会への貢献」に関する情報を申告してもらい、情報として集約し今後の資料とし、これに基づき、各専任教員から、社会貢献等に関するアンケート回答書の提出を受けて、執行部で集約している。

また、専任教員の研究活動については、法政大学全体として、科研費に申請し採択された教員（研究分担者を含む。）に対してインセンティブ経費が配分されることとなっている。

教育研究条件・環境及び人的支援

3-6 教育研究条件・環境及び人的支援

ア 専任教員の教育研究活動に対する適切な条件設定

(ア) 授業担当時間の適正な設定

本法科大学院には2023年度現在、17名の専任教員がいる。専任教員の同年度の授業担当時間は、本法科大学院以外での授業担当時間を含め、最大の者が年間27単位で、授業担当時間数は年間315時間である。これは、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（専任教員は多くとも年間30単位（授業担当時間数年間337.5時間）相当（大学院第22条の3）を超えておらず、各専任教員の授業担当時間は適正に保たれている。

(イ) 研究専念期間等の保証

法政大学においては、教員の研究専念制度として、大学からの研究費補助と授業・校務の免除を受けて、1年間は教員が研究に専念できる「国内研究員」制度及び「在外研究員」制度が存在しており、本法科大学院についても、相当の割り当てがある。2019年度に国内研究員として、1名がこの制度を利用して研究活動を行っている。

(ウ) 研究費の支給

法政大学の専任教員への個人研究費としては、各教員に一律22万円ずつ支給の「個人研究費」があり、本法科大学院の専任教員にもこれが支給されている。このほか、法政大学には、学外からの研究資金の獲得を前提として専任教員の学術研究に対し、その経費を助成することを目的とする「科研費採択案件インセンティブ経費」、「科研費不採択案件（A評価）助成金」のような研究助成金制度があり、本法科大学院の専任教員もその適用を受けている。なお、学内の「研究開発センター」という部局が学術助成金、学内助成金の申請・交付業務に関すること等を専門に取り扱い、各種助成金を教員が積極的に活用できるよう体制を整えている。

イ 専任教員の教育研究活動に対する適切な環境整備

各専任教員の研究室については、本学標準の大きさである1人あたり約20平米の研究室を1人1

部屋ずつ提供されている。なお、教員研究用資料については「法学部」と共用していることから、大半の教員研究室は「法学部資料室」と近接した「80年館」へ設置している。教員の研究室は1人1部屋が確保されているため、オフィスアワー等において学生が個別相談に訪れる際にも、自らの研究室において十分に対応できる。研究室内には来客用の一定数の椅子や会議テーブル等も備え付けられており、学生が不便を感じることはない。さらに、「80年館」には談話室、会議室等が研究室とは別の部屋に設置されており、大人数の学生との面談にも支障が生じないように配慮されている。なお、「80年館」は法科大学院棟とは至近の距離にあり、学生がオフィスアワー等で個別に教員の研究室を訪れる際にも場所的不便を感じることはない。

ウ 専任教員の教育研究活動に対する適切な人的支援（TA等）

本法科大学院では、専任教員に対する教育活動の人的支援として、従来から「特任講師」制度を設け、学生の質問、レポートの添削、授業内容の確認等を行っている。「特任講師」として採用されるのは、主に本法科大学院を修了して弁護士となった者である。「特任講師」は、アカデミック・アドバイザー的な立場からきめ細かな問題について学生の学習相談に応えるものであり、教員の授業負担を軽減する役割を担っている。「特任講師」の勤務体制としては、毎週のように授業に参加するケースもあれば、弁護士業務の合間をぬって、月1回程度出校して、提出されたレポートについての講評やアドバイス等の教育指導にあたるケースもある。また、1年生については、未修者教育の充実という観点から特に「弁護士チューター」制度がある。「弁護士チューター」は、本法科大学院修了の弁護士である。1名の弁護士が3名から4名程度の法学未修者を担当し、随時学生の相談や質問に応じている。「弁護士チューター」の代表者には「教育方法検討会」に出席してもらい、各学期の活動状況を報告してもらい、学生の学習状況等に関する情報を教員と共有している。

[点検・評価（長所と問題点）]

教員組織の編成方針

3-1 教員組織の編制方針及び全体的な設計の明確化

継続的に新規の教員を採用し、かつ、実績や経験豊富な教員の採用を優先してきた結果、法律基本科目を始めとする多くの科目において、少人数かつ一定の教育水準を満たす科目の開設を維持できている。また、実務家教員の充実により学生に対し魅力のある臨床系科目を開設している。毎年、本法科大学院への入学を希望する受験生の多くが、少人数教育と臨床系科目の充実を志望動機としている。この点は評価しうると思料している。

しかし、一方で経験豊富な教員の採用を優先してきた結果、教員の高齢化が順次、進んでおり、今後、多くの教員が一定期間内に定年退職する事態となる。さらには、女性教員の比率が必ずしも高くない状況にある。そこで、将来に繋がる安定的な教員編成を実現するため、若手教員や女性教員の採用が必要となっている。この点が今後の課題である。

専任教員の構成

3-2 多様性を考慮した専任教員の構成

専任教員の年齢構成は、59歳までの者が4名、60歳から69歳までの者が13名であり、今後、多くの教員が一定期間内に定年退職する事態となる。また、女性教員が1名であり、女性教員の比率が低い状況にある。これらの点が問題点といえる。そこで、将来に繋がる安定的な教員編成を実現する

ため、若手教員や女性教員の採用が必要となっている。若手教員及び女性教員の採用を図ることが今後の課題である。

教員の資質向上等

3-5 専任教員の活動を評価する仕組み

教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等を適切に評価するためには、まずその情報を収集することが重要である。本法科大学院では、各専任教員から、「組織内運営等への貢献」「社会への貢献」に関する情報を申告してもらい、情報として集約することとしたほか、「学術研究データベース」の更新を義務づけ、それによって情報の収集を可能としている。

もっとも、この点については、2021年3月24日の基準協会の「法科大学院の『改善報告書』に対する検討結果について」において、「当該法科大学院は問題点の指摘を真摯に受け止め、各教員からの「組織内運営等への貢献」「社会への貢献」に関する情報の申告、情報集約を行う等、改善は認められるが、専任教員の教育・研究活動をより積極的に評価する方法の改善策は特にみられず、アンケートの未提出者もあり、情報の公表を含めた活用方法等を検討するなど、さらなる改善が望まれるとの指摘を受けた。そこで、今後は、下記〔将来への取り組み・まとめ〕記載の取り組みを行うこととしている。

教育研究条件・環境及び人的支援

3-6 教育研究条件・環境及び人的支援

1年生については、特に「弁護士チューター」制度があり、1名の「弁護士チューター」が3名から4名程度と比較的少人数の法学未修者を担当し、法律学習に慣れていない法学未修者に対して手厚い学習サポートを受ける機会が保証されている点は高く評価することができる。

〔将来への取り組み・まとめ〕

教員組織の編成方針

3-1 教員組織の編成方針及び全体的な設計の明確化

専任教員の構成

3-2 多様性を考慮した専任教員の構成

2021年度には、40代の教員1名を新規採用し、教員編成の若返りを図ったが、このような取り組みは今後も継続する予定である。また、女性教員の採用についても努力したい。

教員の資質向上等

3-5 専任教員の活動を評価する仕組み

専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等を評価する仕組みとして、今後、以下の2点に取り組むこととしている。まず、法政大学では、2019（令和元）年度法政大学認証評価において基準協会から長所として評価されている「法政大学憲章」の理念を反映した取り組みを顕彰する「自由を生き抜く実践知大賞」がある（「法政大学に対する大学評価（認証評価）結果」5頁）。これは、大きな変化と流動化の時代を迎える中、法政大学は教育と研究の理想を創造的に追求し、社会的責任を果たしていくという法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」を体現する学生、生

徒、教職員による取り組みを学内外に広く発信・共有し、本学のブランドを一層高めることを目的として実施されているものである。この表彰者の選考は、各学部・大学院からの推薦に基づいて行われる。そこで、本法科大学院においても、特に業績をあげた試みについて積極的にこの賞にエントリーしている。2023年度は、本法科大学院が実施している「本学卒業生による無料法律相談」の取組みが、第7回自由を生き抜く実践知大賞に最終ノミネートされ、表彰されている。

また、本法科大学院でも、今後、特に業績をあげた本法科大学院教員について、本法科大学院の「ホームページ」に新設した「PEOPLE & REPORT」にて、該当教員の業績について称え、積極的に社会に公表することを予定している。

4 法科大学院の運営と改善・向上

[現状の説明]

法科大学院の運営

4-1 管理運営のための固有の組織体制の整備

本法科大学院では、全ての専任教員で構成される「大学院法務研究科教授会」が組織されている。教授会の主な審議事項は、①教員の人事に関する事項、②授業科目の構成及び担当者に関する事項、③試験及び単位修得、進級・修了等に関する事項、④入学、休学、退学、その他に関する事項 ⑤学生の賞罰に関する事項、⑥学部及び大学院との連絡及び調整に関する事項、⑦専門職大学院学則・規程の改廃である。なお、教授会の審議事項とされるもののなかには、「総長が決定する」という規程上の条項表現になっているものが一定数、存在するが、これは学校教育関係法令と平仄を合わせるために文部科学省の指摘に基づき行った規程の改正に基づくもので、実質的な決定権能は法科大学院専任教員によって構成される教授会にある。ただし、教員人事に関しては最終的には法人理事会の決定を必要とするが、教授会の決定を尊重して行われる慣行が確立している。

また、教授会の下に、「教務委員会」、「入試委員会」の両委員会を筆頭に、各種委員会及び各種委員が配置されている。教授会の運営は研究科長が行い、また、副研究科長2名は、それぞれ教務委員長、入試委員長を兼務し、両委員会の運営を行なっている。また、「FD委員会」や「教材・教育方法検討委員会」、「自己点検・評価・加算プログラム委員会」、「奨学生選考委員会」、「修了生支援委員会」などが複数の委員をもって構成されている。また、「法律相談室運営委員会」については実際に法律相談を委嘱している担当弁護士と執行部の合議体制となっている。

運用にあたっては各種委員会に、必要に応じて研究科長、副研究科長が構成員となるようにして、研究科長と2名の副研究科長で構成される教授会執行部と各種委員会・各種委員の一体性が図られるように工夫している。

なお、本学では、「法政大学専門職大学院学則」を定めており、本法科大学院もこの学則に従っている。この学則は、総則、教員組織及び運営組織、教育方法等、修了要件及び在学年限、学位、学年及び休日、学費、特別学生、研究及び厚生施設、賞罰、改正、雑則等を規定し全58条からなる大部のものである。

教授会の運営は、重要事項の審議や教員の新規採用や定年延長の人事等を含むため、「法政大学大学院法務研究科教授会規程」に基づき行なっている。また、毎回、議事要録を作成し、議事の概要を記録している。さらに、教員人事に関しては、「法務研究科専任教員採用基準内規」、「法務研究科教授・准教授資格内規」、「法務研究科専任講師資格内規」、「法務研究科人事委員会構成・運営細則」、「法務研究科兼任教授規程」等を定めている。学生に対する奨学金については、「法務研究科奨学金給付規程」がある。その他、大学全体の各種の規程が本法科大学院に適用される。たとえば、「法政大学大学院専門職学位課程奨学金給付規程」、「法政大学100周年記念大学院専門職学位課程奨学金給付規程」、「法政大学ハラスメント防止・対策規程」、「法政大学個人情報保護及び特定個人情報取扱規程」、「法政大学教育学術情報ネットワーク利用規程」、「学校法人法政大学危機管理規程」等である。

これらの学則、教授会規程及び各種規程、内規等に則った運営をすることにより、本法科大学院はコンプライアンスを保持し、健全、適切な運営を実施している。

4-2 教育等の企画・運営等における責任体制

本法科大学院では、「法政大学専門職大学院学則」第 6 条により校務を掌る長として研究科長を置くこととしている。この研究科長が教育等の企画・運営等について責任を負う職責を有することの重要性に鑑み、全ての専任教員による教授会での投票で選出することとしている。そして、この選出投票手続を公正かつ適切に行うために、「法務研究科長選考に関する了解事項」を法科大学院設立当時から定めており、2 年任期の初年度が始まる 6 ヶ月程度前の教授会において、この規定に基づく無記名の投票を行なっている。また、全ての専任教員が被選挙権と選挙権を有しているし、研究科長選挙（教授会投票）に至る前段階として選考委員会等のようなものも一切、設けておらず、教授会の構成員である専任教員の意思のみによる自主、自治の選出手続を確保している。

4-3 法曹養成連携協定の締結及び適切な運用

ア 協定の締結状況と法令事項の明文化

本法科大学院は、本学法学部との間で、2020 年 1 月 28 日、法曹養成連携協定を締結し、同年 3 月 26 日、文科省の認定を受けている。なお、この協定書に明文化された法令事項の内容は以下のとおりである。

①法曹養成連携協定の目的となる法科大学院及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（連携法曹基礎課程）

円滑な接続を図るために法曹コースの 2 年秋学期に「法曹コース演習Ⅰ」、3 年春学期に「法曹コースⅡ及びⅢ」、そして、3 年秋学期に「法曹コース演習Ⅳ」を設置している（資料：法曹養成連携協定附属資料様式 1）。なお、本法科大学院において法学既修者認定による履修免除又は既修得単位認定を行うための法曹コース開設科目との対応関係を（資料：法曹養成連携協定附属資料様式 2）のとおり定めている。

②連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成、その他の法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項

本法科大学院と本学法学部は、本法科大学院における教育と本学法学部法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとしている（協定 6 条 2 項）。

③連携法曹基礎課程における成績評価の基準

法曹養成連携協定書別紙 2 に以下の基準を設けている。

評価	成績通知書の表示	可否	評価の割合
100～90 点 学習目標を満たし卓越した成績をあげた	S	合格	20%以内
89～87 点 学習目標を満たし優秀な成績をあげた	A+		
86～83 点 学習目標を満たし優秀な成績をあげた	A		
82～80 点 学習目標を満たし優秀な成績をあげた	A-		
79～77 点	B+		

おおむねが学習目標を満たしている			
76～73 点 おおむねが学習目標を満たしている	B		
72～70 点 おおむねが学習目標を満たしている	B-		
69～67 点 最低限の学修目標を満たしたが不十分な点も見られる	C+		
66～63 点 最低限の学修目標を満たしたが不十分な点も見られる	C		
62～60 点 最低限の学修目標を満たしたが不十分な点も見られる	C-		
59～0 点 学修目標を満たしていない	D	不合格	
試験未受験・採点不能	E		

④連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な法科大学院を設置する大学の協力に関する事項

協定 6 条 1 項に、以下の 3 項目が規定されている。

1 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本学法学部法曹コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

2 本学法学部の求めに応じ、本学法学部法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、本法科大学院の教員を派遣すること

3 本学法学部における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

⑤連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

協定 7 条 1 項に、以下の 2 種類の選抜方法が規定されている。

1 5 年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

2 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

⑥連携法曹基礎課程の有効期間

2020 年 4 月 1 日から 5 年間とする。ただし、協定の有効期間満了の 1 年前の日までに、本法科大学院又は本学法学部の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に 5 年間延長して更新することとし、以後も同様とする（協定 8 条）。

⑦連携法曹基礎課程に違反した場合の措置

違反した当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができ、申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、違反された当事者は違反した当事者に対し本協定の廃止を通告し、本協定を終了させることができる旨の合意している（協定 9 条）。

⑧その他必要な事項

協定5条2項で、学習支援体制構築のため、以下のクラス担任を設けることとした。

- 1 本法曹コースの学生をクラス編成し、クラスごとに1名の教授を学修指導教員として配置すること
- 2 前号の学修指導教員を補佐し、学修その他の就学に関する助言を行う教員として、実務経験のある教員をクラスごとに1名配置すること

イ 協定に基づく適切な本法科大学院の取り組み

2020年4月から、法曹養成連携協定締結先の本学法学部において、法曹コースが開設された。本法曹コースについて、2020年4月からの2年生を対象として同年3月に法学部が登録希望者の募集を行ったところ、募集定員20人に対し、ちょうど20人の応募があった。春学期終了後の2020年9月の時点で2人の学生が法曹コース離脱の希望を提出したため、その後は登録者18人を対象として、認証を受けたカリキュラムに基づく教育が実施された。

2021年4月段階では、このうち上記2名を含む5人が法曹コースを離脱し、法曹コースに引き続き在籍している15人のうち、本学の早期卒業の2要件をともに満たした者は2人、1要件のみを満たした者は3人であった。4月段階で早期卒業要件を完全に充足していた2人が、2021年9月26日に本法科大学院が実施した5年一貫型特別入試を受験し、合格している。

2021年度には26人の応募者から1年次成績に基づいて20人の登録を認められた。その後、このうち6人が2022年度5年一貫型特別入試を受験、合格のし、早期卒業のうえ2023年度本法科大学院に入学している。

2022年度以降も法曹コースに一定数の学生が在籍し、本法科大学院の5年一貫型特別入試を受験し、合格を果たしている。

自己点検・評価と改善活動

4-4 自己点検・評価体制・手続き及び組織的・継続的な自己点検・評価に基づく改善・向上

本法科大学院では、自己点検・評価委員会が教授会執行部、教務委員会、入試委員会等の各種委員会及び事務職員からの報告に基づき、自己点検・評価を行っている。

この自己点検・評価委員会は、本法科大学院の①理念・目的及び教育目標、②教育の内容・方法・成果、③教員組織、④入試、⑤学生生活への支援、⑥施設・設備、⑦事務組織、⑧管理運営、⑨自己点検・評価、⑩情報公開・説明責任のすべてについて、責任を持って自己点検・評価を実施するとともに、その成果として各年度の自己点検・評価報告書を作成してきた。

また、自己点検・評価の結果は、次のような手続を経て、教育研究の改善・向上に結び付けている。まず、自己点検・評価の結果は、教授会において報告され、その内容の周知を図っている。これによって、各委員会においてしか把握されていなかった問題を本法科大学院の全教員が把握することができ、法科大学院全体として問題の改善に取り組むことが可能となる。その後、それを受けて、教授会執行部、教務委員会または入試委員会等、関係委員会において、自己点検・評価や認証評価の結果をもとに改善すべき問題点を明らかにしたうえで、その改善策を検討している。そして、この検討結果は、再度教授会において審議される。

自己点検・評価の結果に基づく改善状況としては、基準協会の「法政大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価（追評価）結果」（2018年3月）、「法科大学院の『改善報告書』に対する検討結

果について」（2021年3月）において評価されているように、本法科大学院における問題点の改善につながっている。

なお、基準協会の評価基準の変更に伴い、2021年度の自己点検・評価から、その評価項目を、①使命・目的、②教員・教員組織、③教育課程・学習成果、学生、④法科大学院の運営と改善・向上に変更した。

4-5 認証評価機関等からの指摘事項への対応

ア 2017年度認証評価から「法科大学院の『改善報告書』に対する検討結果について」まで

本法科大学院は、2018年3月の基準協会による「法政大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」において、「貴大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）は、教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成（評価の視点2-2）、授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置（評価の視点2-5）、授業科目の実施期間の単位（評価の視点2-15）、教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備（評価の視点3-3）に重大な問題を有しており、その状況を総合的に判断した結果、教育の質に重大な欠陥が認められることから、本協会の法科大学院基準に適合していないと判定する。」との認定を受け、勧告として5項目、問題点として10項目の指摘を受けた。

そこで、本法科大学院では、これらの勧告及び問題点の指摘を真摯に受け止め、教授会執行部を中心に、関係委員会および教授会において検討を重ね、改善を図ったうえ、2019年4月、基準協会に対して、追評価の「改善報告書」を提出したところ、「法政大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価（追評価）結果」において、「2017年度に本協会が実施した認証評価の結果において、法政大学大学院法務研究科法務専攻は、教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成（評価の視点2-2）、授業科目に適切な分類及び系統的・段階的な配置（評価の視点2-5）、授業科目の実施期間の単位（評価の視点2-15）、教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備（評価の視点3-3）に重大な問題を有しており、その状況を総合的に判断した結果、教育の質に重大な欠陥が認められることから、本協会の法科大学院基準に適合していないと判定したが、追評価の結果、上記の問題事項が適切に改善されたと判断した。したがって、先の認証評価とあわせて、本協会の法科大学院基準に適合していると認定する。」との評価を受けた。

その後も、本法科大学院では、引き続き教授会執行部を中心に関係委員会および教授会において、勧告及び問題点の指摘に対しての検討を重ね、改善を図ったうえ、2020年度「改善報告書」を大学基準協会に対して提出したところ、2021年3月「法科大学院の『改善報告書』に対する検討結果について」において、「2017年度の本協会による法科大学院認証評価に際し、当該法科大学院に対しては、勧告として5項目、問題点として10項目を指摘した。その後、2019年度に実施した追評価において、勧告5項目のうち4項目について改善が確認され、適合となったため、本年度の改善報告書の検討に際しては、勧告として1項目、問題点として10項目を検討対象とした。今回提出された改善報告書からは、当該法科大学院が、これらの問題点を真摯に受け止め、検討を重ね、概ね改善を図ってきたことが確認できた。今回の検討対象である勧告については、学生の受け入れに関して、入学定員に対する入学者数比率に経年的に過度の不足が生じているため改善に向けた取組みが必要である旨の指摘に対して、2017年度に入学定員の削減を行った結果、以降の入学定員に対する入学者数の比率は8割以上を確保していることから、適切に改善がなされていると認められる。」との評価を受けた。

イ 2021年3月の「法科大学院の『改善報告書』に対する検討結果について」における指摘に対する改善状況

以下の5点につき、「引き続き検討を重ね、より一層の改善に尽力し、当該法科大学院が、理念・目的及び教育目標の実現のために、不断の改善・改革に取り組むことを期待したい。」との指摘を受けた。

そこで、本法科大学院では、この指摘を真摯に受け止め、まず教授会において全教員で指摘事項につき問題意識を共有するとともに、教授会執行部及び関係委員会等においてそれぞれ問題点の検討・改善に取り組んでいる。

(ア) 法律基本科目群の比率

第1に、「教育課程・方法・成果に関して、修了要件単位数における法律基本科目群の単位数の比率が高いため改善が望まれるとの指摘に対しては、カリキュラム全体を大幅に見直し、単位数の比率は以前よりも減少し、概ね改善がなされていると認められるものの、依然として法律基本科目群の比率は高めであるので、さらなる改善が望まれる。」との指摘を受けた。

この点については、修了要件総単位数のうちに占める、修得すべき法律基本科目の単位数の比率は、前回認証評価時において66.1%、2018年度入学生において66.0%であったが、2019年度入学生以降に適用されている教育課程においては64.7%となっており、法律基本科目に傾斜した課程編成にはならないよう、努力を継続している。

(イ) 教育内容検討会への教員の出席状況の把握・FD活動への積極的な参加を促す取り組み

第2に、「教育課程・方法・成果に関して、FD活動について、FD活動の果たす機能等が組織的に検証できておらず、FD活動の実施結果を有効に組織的に反映させ、具体的改善に繋げる仕組み等の開発が不足していることから指摘を行った。この点について、FD活動の組織的な取組みに向けて概ね改善はみられるものの、教育内容検討会への教員の出席状況の把握・FD活動への積極的な参加を促す取り組みは不十分であり、一層の改善が望まれる。」との指摘を受けた。

この指摘については、「教育方法検討会」について、これまで各学期の授業期間に行ってきたが、外部教員については、本務校での授業や業務などがあり、授業期間中の「教育方法検討会」への参加が難しい教員もいることから、外部教員の参加を促すために、開催時期および開催時刻を見直し、2021年度春学期の「教育方法検討会」は、授業期間終了後に開催した。また、2021年度秋学期教育方法検討会から、開催案内のリマインドメールをするなどして、参加を促す積極的な対応を行っている。その結果、1名の非常勤講師の参加があった。

なお、2021年度春学期の「教育方法検討会」において、オンライン授業に関して国立情報学研究所の教育機関DXシンポについて紹介され、視聴のうえ、意見・感想をもらうことにしたところ、本法科大学院の専任教員を含め、多くの外部教員の意見・感想の提出があった。

また、「授業相互参観」については、時間割や業務との重複から、授業参観が難しい教員もいることから、対面での授業参観に加え、録画・録音による授業参観も可能とした。この点については、評価の視点2-13において述べたように、とりわけオンラインでの授業方法の改善に一定の成果が見られる。

さらに、シラバスに「学生の意見等からの気づき」欄を設け、学生による「授業改善アンケート」等の分析結果を踏まえて、学生の意見を各授業に反映する仕組みを設けている。

(ウ) 教育成果の測定を図る取り組み

第3に、「教育課程・方法・成果に関して、教育成果を測定する仕組みが整備されておらず、FD活

動の実効性について組織的な取り組みがなされているとはいえないことから指摘を行った。この点について、各科目の到達目標と個別の講義科目等での扱いを明示した一覧表を作成し、学習支援システムへアップロードすることで学生への周知を図っている。しかし、2019年度は教育成果の測定に関する取り組みは行われておらず、さらなるFD活動の実効性に向けた取り組みが期待される。」との指摘を受けた。

本法科大学院では、「幅広い学識に支えられた法律に関する深い知識やその応用能力にとどまらず、優れた倫理観、道徳観も兼ね備えた人間性豊かな人材の養成を行うこと」を教育理念とし、それを「本法科大学院パンフレット」、「履修ガイド」、法科大学院サイト等で明確に示した上、各科目のシラバス等を通じて、具体的な教育目標や教育内容である「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」の設定をしている。そして、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）においてこれを具体化し、それに足ると判定された者について修了を認定することとしている。

この教育理念をさらに具体化するために、本法科大学院では、各科目のシラバスにおいて、各科目の「授業の目的と到達目標」等を明確に記載し、当該授業における到達目標及び関連科目との関係における当該授業の位置づけを明らかにしている。また、全14回の授業につき、各回の授業内容・到達目標を明らかにした上で、それらを達成するための授業の方法および到達度を図るための成績評価の方法を具体的に示している。なお、授業の到達目標は、「共通的な到達目標コアカリキュラム（第二次修正案）」に従うものとされており、学生にも公表されている。なお、シラバスにおいて「授業の目的と到達目標」、授業方法、各回の授業内容、成績評価方法等の記載がなされているかは、シラバスの提出後、教務委員が確認し、記載がないものや記載があいまいなものについては、担当教員にその修正を依頼している。

・教員による「授業相互参観」

以上の教育目標が達成されているかどうかを図る組織的な取り組みとしては、まず、教員による「授業相互参観」を行っている。「授業相互参観」において、参観した教員は、当該授業がシラバスに従って行われているかどうかを確認する。参観をした教員には参観した授業に対する感想の提出が義務付けられている。なお、このたびの基準協会からの指摘を受け、感想の記入用紙に参観した授業がシラバスに従って行われているかどうかを確認する項目を設け、組織的に「授業相互参観」が教育内容・方法を改善することだけを目標とするだけでなく、教育目標の達成を図る制度であることも意識できるようにした。

提出された感想は、教授会および「教育方法検討会」において共有され、それをもとに意見交換することによって点検されている。

・学生による「授業改善アンケート」

教育目標が達成されているかどうかを図る取り組みとして、授業改善アンケートがある。「授業改善アンケート」では、質問項目から、どの程度の予習・復習をした者が、どの程度授業を理解できるか、また、授業がシラバスに従ってなされているかを把握できる。これに加え、自由記載欄への記載から、授業を担当した教員が、受講生にどの点が評価され、どの点についてどのような要望があるかを具体的に知ることができる。なお、授業改善アンケートの結果について、各教員が自己の担当科目について全学の「学習支援システム」上で知ることができるのみならず、これまでも教授会で集計結果を回覧ののち、事務に備え付けて閲覧可能としてきたが、今回の基準協会の指摘を受けて、さらに周知徹底を図るため、21年度春学期からは各教員のメールボックス等に個別に送付し、各教員が担当授業の

達成度をより意識できるようにした。

・「教育方法検討会」

これまでも「教育方法検討会」では、参加教員から、各学年、各学生の科目ごとの学習到達度（学習成果）を報告してもらい、学習到達度を確認するよう努めてきた。また、各教員からの報告により担当の授業科目・学年を超えて本法科大学院の学生の学習到達度を教員間で共有できるように努めてきた。

このたびの基準協会からの指摘を受け、「2021年度秋学期教育方法検討会」から、その案内に学生の「学習成果の測定」という検討会の開催目的を明記するとともに、検討会の開始の際にも、その目的を確認している。また、これまで「教育方法検討会」の案内において、「学生の状況について」とされていた項目を、学習成果を検証するという目的を明確にするために「学習成果の測定」という項目に改めた。また、1年生については、「学修カルテ」を導入し、学習成果等について学生ごとに文章化することによって、1年生の担当教員が相互に学生の学習成果等に関する情報を共有できる制度を導入した。

さらに、2021年度より1年生について「TKCの学習支援システム」を用い、客観的に学習成果の達成度を測る仕組みを導入した。学生は、憲法、民法、刑法につき、春学期、秋学期に指定された範囲の短答式の問題を解答する。すべての学生の問題の実施状況を確認することができ、また、正答率もわかるため、学生の学習成果を客観的に図ることができ、学習成果を図る制度として有効である。問題の実施状況や正答率を担当が一定時期に確認し、実施状況がよくない学生や正答率が低い学生には学習方法の見直しなど個別に指導を行っている。なお、学生の学習の進捗状況は、「教育方法検討会」において報告し、学習成果を図る一つ的手段として活用している。

また、法学未修者には、「共通到達度確認試験」の受験が義務づけられており、この結果により、各学生の学習到達度をより客観的な指標で評価することができる。共通到達度確認試験の結果は、教授会及び「教育方法検討会」において専任教員に共有され、意見交換を行っている。共通到達度確認試験の全国下位20%に入った学生に対しては、個別に面談および課題を課し、到達度を高める指導を行っている。

さらに、2020年度春学期においては、対面授業が禁止され、オンラインでの授業が学生の学習成果にいかなる問題が生ずるかを分析するため、FD委員会において、2019年度春学期の成績（GPA）と2020年度春学期の成績（GPA）の比較が行われ、オンラインでの授業方法は学生の成績に大きな影響がないという分析結果が2020年度春学期の「教育方法検討会」で報告されている。

（エ）専任教員の教育・研究活動をより積極的に評価する方法

第4に、「教員・教員組織に関して、専任教員の教育・研究活動をより積極的に評価する方法を開発する余地があるほか、専任教員の組織内運営等や社会への貢献を評価する仕組みの整備が必要であるとの指摘を行った。この点について、教員からの情報の申告や情報集約を行うなど改善は認められるが、専任教員の教育・研究活動をより積極的に評価する方法について改善策はみられず、情報の公表を含めた活用方法等の検討についてさらなる改善が望まれる。」との指摘を受けた。

この指摘については、評価の視点3-5 [現状の説明] において述べたように、専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等を評価する仕組みとして、今後、基準協会から長所として評価されている「法政大学憲章」の理念を反映した取り組みを顕彰する「自由を生き抜く実践知大賞」に、本法科大学院において教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社

会貢献において、特に業績をあげた教員をこの賞に積極的に推薦することを予定している。また、本法学大学院でも、今後、特に業績をあげた本法学大学院教員について、本法学大学院の「ホームページ」に特設コーナーを設け、該当教員の業績について積極的に社会に公表することを予定している。

(オ) FD 活動に対する組織的かつ継続的な改善

第5に、「点検・評価、情報公開に関して、自己点検・評価の体制を整備しているが、改善に結びついた活動になっていないとの指摘を行った。この点について、本協会による前回の法学大学院認証評価時に指摘した勧告・問題点の指摘に対しては概ね改善されていると認められるものの、FD 活動にはなお不十分な点も見受けられるため、組織的かつ継続的に改善していくことが求められる。」との指摘を受けた。

この点については、評価の視点4-5においてこれまで述べてきたように、本法学大学院では、基準協会による勧告及び問題点の指摘に対して、検討を重ね、改善を図ってきた。FD 活動についても、引き続き検討を重ね、改善に努めていく所存である。

ウ 2023年3月の第4回目の認証評価結果における指摘に対する改善状況

第4回の認証評価結果においては、8点の検討課題の指摘を受けた。そこで、本法学大学院としてもその改善に取り組むため、執行部や各担当委員会、教授会において協議・審議を行い、現時点で以下の取組みを実現している。

(ア) 臨床科目の実施における守秘義務に関する規程を明文化すべき点

[現状の説明] 2—5に記載したとおり、教務委員会の検討を経て、2023年度第7回法務研究科教授会(2023年11月13日開催)にて、「臨床系科目等における秘密保持に関する内規」を制定し、同日施行している。

(イ) 一部科目において司法試験向けの答案練習指導に特化している疑いがあるとの点

[現状の説明] 2—6に記載したとおり、研究科長及び教務委員長が担当教員から聴取し、司法試験向けの答案練習指導の趣旨ではないことを確認のうえ、同様の疑いを招くことのないように授業方法・教材等のさらなる工夫・改善を促した。

(ウ) 少人数履修科目等について厳格な成績評価を実現するための実質的評価基準を策定すべき点

[現状の説明] 2—10に記載したとおり、小人数履修科目成績評価に関する成績評価の付し方について教員間で協議し、「少人数履修科目の成績評価」と題する研修科長通知文書を作成し、全教員に発信周知した。

(エ) 共通到達度確認試験の活用方法を改めて検討すべき点

[現状の説明] 2—11に記載したとおり、2024年度未修入学者から、1年次から2年次への進級要件のうち、共通到達度確認試験にかかる要件を見直し、共通到達度確認試験を受験し総合成績が全国の下位10%を下回らないことを要することとした。

(オ) 成績評価の公正性・厳格性を担保するための仕組みの整備について検討すべき点

[現状の説明] 2—12に記載したとおり、既に2022年度にそれまでの仕組みを改めている。今後も成績調査制度に関する検討を続ける所存である。

(カ) 法学既修者入試A方式の訴訟法科目の出題方法を改善すべき点

[現状の説明] 2—17に記載したとおり、2024年度入試(2023年度中に実施)の既修者入試A方式からは、民事訴訟法、刑事訴訟法については、短答式だけでなく、150字程度の記述式問題を含める出題形式とした。

(キ) 特任講師の役割の明確化と専任教員等による監督体制を整備すべき点

[現状の説明] 2—20 に記載したとおり、特任講師利用申請書を改訂し、特任教員を利用する教員に対して、毎授業ごとにどのような役割をさせるのかを記入させるようにした。また、特任講師規程を2023年度中に改正し、「司法試験の受験技術指導に偏向してはならない。」との条項を新たに規定した。

(ク) 多様性を考慮した教員組織編成の必要について

多様性を考慮した教員組織構成とするために、今後も専任教員の新規採用にあたっては59歳以下の教員及び女性教員を迎え入れることができるように努力していく。

社会との関係、情報公開

4-6 教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程の改善・向上

本法科大学院では、法曹界や産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成、実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項を審議するため、2019年度から、教育課程連携協議会を開催している。委員は5人であり、弁護士会の会長経験者や企業再生を通じて産業界とも関係の深い弁護士などにご就任いただいている。2019年7月の開催を初回として、毎年度2回、協議会を開催している。この協議会の開催方法等の詳細を定めるために法政大学専門職大学院教育課程連携協議会規程を設けており、この規定に基づき適正に運営している。

上記2019年7月の第1回協議会においては、本法科大学院が第3回の認証評価において不適合の判定を受け、追評価申請中であったため、その点に議論が集中したが、その後の協議会においては、本法科大学院の新しい試みとして本学の研究科である連帯社会インスティテュートとの連携による同研究科の授業受講について、実学を学ぶ上で重要との指摘がなされた(2019年度第2回)。また、共通到達度確認試験の結果が奮わない点に鑑み、法学未修者コースの学生に対する教育にさらなる努力をなし、共通到達度確認試験に対する取組みをいっそう図りたいとの意見がでた(2020年度第1回、第2回)。また、共通到達度確認試験に関しては学生に自主的な学習を促すだけでは限界があり、何らかの工夫が必要であるとして、より具体的に共通到達度確認試験の成績を何らかの形で法学未修者1年生の進級要件に反映させるべきとの意見も示された(2021年度第1回、第2回)。さらには、新型コロナウイルス感染拡大により対面授業が困難となった事態を踏まえて、ICT(情報通信技術)を利用した遠隔授業を推進すべきとの意見(2020年度第1回、第2回)や、新型コロナウイルス感染収束後も見通した遠隔授業のあり方に関しても考えていくべきとの意見も示された(2021年度第2回)。そのほか未修者教育の充実のために本学のOB・OG弁護士の協力をこれまで以上に求めるべきであり、そのために法政大学法曹会も協力する等の意見が出された(2021年度第1回)。

これらの貴重な意見に基づき、本法科大学院としても連帯社会インスティテュートの授業履修を学生に推奨し、一定数の受講者を確保した。また、法学未修者の学生への教育を充実させるために、教員による補習授業の実施や学修カルテの導入、弁護士チューター制度を設けるなどの対応を行なった。さらに、オンラインによる遠隔授業を可能とするための教員に対する実施方法に関する研修会の実施や資料配付、さらには本法科大学院の教室からオンライン授業を行うための機器の購入、整備等を行っている。

また、2021年度の連携協議会において、共通到達度確認試験の成績を進級要件に反映させてはどうかとの提言をいただいたので、早速、どのような反映方法が可能かつ適切かについて執行部および教

務委員会において検討を始めた。

2022 年度及び 2023 年度の連携協議会においても、引き続き有益な意見・提言をいただいている。

4-7 情報公開のための規程・体制の整備、適切な情報公開

本学は、保有する情報（法人文書）を積極的に公開することによって、本学の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として 2009 年 12 月 1 日に「学校法人法政大学情報公開規程」を制定し、保有する情報（法人文書）を社会に広く公開することになっている。そこで、本法科大学院に関する「法人文書」も、同規程別表で定められた「公開情報」の一部として、法政大学のホームページで公開することとしている。

また、本法科大学院では、現在、①理念・目的や教育目標（3つのポリシー）、②設備・施設、③教員の担当科目や教育研究業績、④募集人員、⑤入学者選抜の基準・方法・手続、⑥入学者選抜実施状況や司法試験結果に関するデータ、⑦カリキュラム・修了要件・履修モデル、⑧実務教育、⑨学費、⑩奨学金等の学生支援制度等について、入試委員会、教務委員会、FD 委員会等の各種委員会や教授会執行部さらには教授会で確認または議論・決定したうえ、その結果を本法科大学院のホームページやパンフレット等で随時公表し、連携法 5 条や専門院第 20 条の 7 に基づく情報公開義務や学内外からのその余の情報公開要請に対して適正かつ迅速に応える体制となっている。

2007 年度の第 1 回目の認証評価結果、2012 年度の第 2 回目の認証評価結果、2017 年度の第 3 回目の認証評価結果、さらには第 3 回目の認証評価における不適合判断を踏まえて行われた 2019 年度の認証評価（追評価）結果、そして、2022 年度の第 4 期認証評価結果のそれぞれについても、本法科大学院のホームページ上で公表し、広く社会一般に公開している。

さらには、上記の認証評価がなされていない年度について、2006 年度以降、FD 委員会あるいは自己点検・評価委員会（2021 年度については、自己点検・評価・加算プログラム委員会と改称）が行った自己点検・評価の結果についても順次、本法科大学院のホームページ上で広く社会一般に公表している。

なお、これまで利用してきた本法科大学のホームページは 10 年以上経過した旧来のものであったので、アクセシビリティとユーザビリティの向上をコンセプトに全面的なリニューアルを図り、2022 年 2 月 1 日から刷新された新たなホームページが利用されている。

[点検・評価（長所と問題点）]

法科大学院の運営

4-1 管理運営のための固有の組織体制の整備

教員構成も少人数のため、教員相互の連絡が密であり、教員控室等において適宜、委員相互や教授会執行部との間で連絡、協議が比較的容易に行える点は長所であると理解している。ただし、その分、教員の人的資源に限界があり、各教員が多く委員を兼務している状況にある。この点が課題である。

4-3 法曹養成連携協定の締結及び適切な運用

最初の5年一貫型特別入試において、まずは2名の合格を出せたことは、初年度であることに鑑み率直に評価している。今後は、さらに受験者増を図っていく必要がある。ちなみに、開放型入試においても、1名の合格を出しており、次年度から本格的に法科大学院でも法曹連携による教育課程がスタートできる状況にある。

自己点検・評価と改善活動

4-4 自己点検・評価体制・手続き及び組織的・継続的な自己点検・評価に基づく改善・向上

本法科大学院では、自己点検・評価委員会が責任を持って自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成している。

自己点検・評価は、本法科大学院における問題点の改善につながっており、この点については、基準協会からもいくつかの問題点について改善が見られるとの評価を受けている。

ただし、直近3年間の司法試験の合格率を見る限り、なお自己点検・評価の結果を教育研究の改善・向上に結び付ける取り組みについてなお検討する必要がある。また、「自己点検・評価委員会規程」はあるが、その手続について規程を整備する必要がある。

4-5 認証評価機関等からの指摘事項への対応

認証評価機関等から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していることについては、評価の視点4-5 [現状の説明]において述べたように、本法科大学院は、2017年度の基準協会による認証評価において、法科大学院基準に適合していないとの判定を受けた。そこで、本法科大学院では、勧告及び問題点の指摘を真摯に受け止め、教授会執行部を中心に関係委員会および教授会において検討を重ね、改善を図ってきた。この結果については、基準協会における「法政大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価（追評価）結果」および「法科大学院の『改善報告書』に対する検討結果について」において、本法科大学院が指摘された勧告及び問題点を真摯に受け止め、検討を重ね、概ね改善を図っていると評価されている。そして、第4期認証評価（2022年度）においても、認証評価機関から、「2017年度の法科大学院認証評価において不適合の判定を受けたものの、その後、指摘を受けた勧告及び問題点について、教授会執行部を中心に真摯に改善に取り組み、改善を図ってきていることが認められる。」との評価を得ている。

第4期認証評価（2022年度）では、いくつかの事項につき検討課題として指摘を受けたが、それらの問題点に対しては、[現状の説明]4-5において述べたとおり、既に多くの点について改善に着手している。

なお、自己点検・評価の結果、問題とされる事項については、今後も検討をしていく所存である。

社会との関係、情報公開

4-6 教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程の改善・向上

教育課程連携協議会における意見内容は、いずれも大所高所からのものであり、今後の本法科大学院のあり方や運営方法を検討するうえで有益なものとなっている。今後、委員の交代期を迎えるため、新たに有為な人材の委員として招聘することができるかが今後の問題点となる。

4-7 情報公開のための規程・体制の整備、適切な情報公開

2022年2月1日から利用されている新たなホームページでは、教員の社会における貢献活動が掲載されるなど、これまで以上に本法科大学院に関する情報の公開に資するものとなっており、本法科大学院のホームページ上での公表は一定の水準を満たしていると考えている。ただし、ホームページによる情報公開の重要性は日々、高まっているので、今回のリニューアルに満足することなく閲覧者にとって、より見やすく、情報を入手しやすいホームページとするために継続的に更新していく必要がある。

[将来への取り組み・まとめ]

法科大学院の運営

4-1 管理運営のための固有の組織体制の整備

教員増が見込まれる状況にはないため、教員の負担を軽減するためには、本法科大学院の運営が生じることのないように配慮しながらも、各種委員会あるいは各種委員のあり方について見直しを検討していく。

4-3 法曹養成連携協定の締結及び適切な運用

法曹養成連携協議会において情報共有を図りながら、5年一貫型特別入試の受験者増を目指していく。

自己点検・評価と改善活動

4-4 自己点検・評価体制・手続き及び組織的・継続的な自己点検・評価に基づく改善・向上

直近3年間の司法試験の合格率を見る限り、なお自己点検・評価の結果を教育研究の改善・向上に結び付ける取り組みについてなお検討する必要がある。

また、基準協会の評価基準の変更に伴い、2021年度の自己点検・評価から、その評価項目を、①使命・目的、②教員・教員組織、③教育課程・学習成果、学生、④法科大学院の運営と改善・向上に変更したが、2022年度以降も、この評価項目を前提に自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成している。

社会との関係、情報公開

4-6 教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程の改善・向上

共通到達度確認試験の成績を進級要件に反映させる具体的方策について執行部および教務委員会において一定の結論を得て、総合成績が全国の下位10%を下回らないことを1年次から2年次への進級

要件とする旨の改訂を既に行っている。

4-7 情報公開のための規程・体制の整備、適切な情報公開

本法科大学のホームページは10年以上経過したものを使用していたので、2021年度中に全面的にリニューアルすることとし、2022年2月に全面的に刷新したものを公開した。アクセシビリティとユーザビリティをコンセプトにリニューアルしたものであり、入学志願者や一般の方への適切な情報提供と情報公開に務めていく。

今後とも本法科大学のホームページを随時、リニューアルするなどして、入学志願者や一般の方への適切な情報提供と情報公開に務めていく。

〈終章〉

本法科大学院は、第3期認証評価結果（2017年）において不適合との判断を受けたことを真摯に反省し、勧告事項及び指摘された問題点の改善に努め、2019年度に追評価申請を行い、適合判断を受けることができた。そして、第4回目の認証評価結果（2022年）においても適合との判断を受けている。今回の自己点検・評価は、2018年度以降のこれらの改善の努力を基とし、さらにより一層の改善の努力を行なったことに基づくものである。

その結果、貴協会の法科大学院基準に定める4つの大項目である、「1 使命・目的」、「2 教育課程・学習成果、学生」、「3 教員・教員組織」、「4 法科大学院の運営と改善・向上」のいずれについても、「基礎要件」及び「評価の視点」を満たすものとなっていると思料している。しかしながら、法科大学院の運営においては日々、改善の努力が求められることは言うまでもない。本法科大学院においても、その点についてより自覚し、改善の必要性を常に意識し、より緊張感を持った運営を行うことが必要と考えている。そして、本法科大学院における教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくため、教職員一丸となって、現状に対する危機感を共有し、将来への希望を持ちながら、引き続き鋭意迅速な改善に取り組んでいく所存である。

以上